

平成18年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成18年9月13日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員	1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
	3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
	5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
	7 番 西本 俊吉	8 番 本田 章紘
	9 番 鈴木 市朗	10 番 田中 良隆
	11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
	13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
	15 番 小島 進	16 番 川口 東洋
	17 番 野並 享子	18 番 小菅 六雄
	19 番 原田 薫	20 番 田中榮太郎
	21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
	23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員 事 務 局 長	米澤 博	政策推進部長	山中 清嗣
総 務 部 長	北口 守	市民健康福祉 部 長	竹澤 良子
都市建設部長	島村 平治	環境経済部長	山田 和広
教 育 部 長	南 喜代志	政 策 推 進 部 次 長	高田 一巳
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	田中 正二
総 務 部 次 長	東郷 達雄	市民健康福祉部 次 長	三上 秀子
市民健康福祉部 次 長	田中 ふじ江	都 市 建 設 部 次 長	堤 文男

環境経済部 次長	岡野 勉	教育部次長	馬場 豊
教育部次長	船橋 登志夫	広報秘書課長	富田 久和
総務課長	中島 宗七	企画財政課長	佐敷 政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長	山中 重樹	事務局次長	井狩 重則
書記	赤坂 悦男	書記	荒川 貴之

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 一般質問

開議 午前 8 時 5 9 分

議事の経過

(再開)

議長(荒川泰宏君) (午前8時59分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(荒川泰宏君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程は配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、配付いたしました文書のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第2)

議長(荒川泰宏君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第4番、内田聡史君、第5番、奥村治男君を指名いたします。

(日程第3)

議長(荒川泰宏君) 日程第3、一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次質問を許します。質問にあたっては簡明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第6番、藤村洋二君。

6番(藤村洋二君) おはようございます。6番、藤村でございます。本日は「少子化・高齢社会対策について」「EMで環境教育の実践を」、この2件について質問をさせていただきます。

人口減社会の到来が叫ばれております。出生数を死亡数が上回って、人口が減少に転じる時代がやってきております。

野洲市では、5月に人口が5万人を超え、減少社会ということを実感することはできませんが、人口構成では平成17年の15歳以下の年少人口は15.6%、また65歳以上の老年人口は16.2%と逆転をいたしました。既に三上学区や篠原学区では平成10年と比べるとマイナス8.8%、マイナス6.8%の人口減少社会に入っており、決してよそごととは言えない状況が始まっております。

そこで質問いたします。

まず1番として、野洲市では多くの少子化・高齢社会対策の実行がなされておりますが、同時に少子化は生産年齢人口の減少につながっていくことから、野洲市としても今後の行財政運営に及ぼす影響を考え、現在策定中の集中改革プランもこの視点でのプラン作成が望まれております。見解を伺います。

次に、具体的な少子化対策の一つとして、学童保育の充実が必要であります。学童保育は共働き、一人親家庭などの放課後及び土曜日や春休み、夏休み、冬休みなどの学校休業日の生活を保障し、そのことを通して保護者が働き続け、その家族の生活を守るという役割があり、仕事と子育てのためには欠かせない施設であります。

野洲市では、この学童保育を保護者の皆様に大きな苦勞をかけていた従来の保護者会運営から、今年度から市が事業主体となり、指定管理者制度により社会福祉協議会に運営委託をされましたことは、子育てと就労に悩む保護者のニーズを具体化したものと大いに評価をいたしております。

しかし、共働きの一般化や一人親家庭の増加、子どもたちが被害に遭う痛ましい事件が相次ぐなどにより、

1、野洲市では入所希望は確実に増加しており、待機児童問題、また学童保育所の大規模化が懸念されております。

2、低学年では学童保育で過ごす時間は学校より年間約500時間も多い。このような状況でありますのに、施設や職員の条件整備が十分でない面もございます。

3、保育時間についても土曜日の開所、また保護者がお迎えできる保育時間に延長してほしい。

このような保護者の要望に完全に応えたものとはなっておりません。

学童保育の運営について、財政的なことも含め、市長の見解を伺います。

3番目に、高齢対策についてをお伺いします。

近江富士団地をはじめ、市内の団地は昭和50年前後に開発されたところが多く、団塊の世代より年齢の高い世帯が多いため、老年人口の増加が大きな問題になり、多くの議員の皆様からも対策の必要性を要望されてまいりました。

1、近江富士団地では平成10年に農協マーケットが閉鎖されました。以来、高齢者の方々が歩いて買い物に行ける店舗、これはありません。ということで、店舗の誘致を要望されておりますが、最近土地所有者のおうみ富士農協がマーケット跡地を売却処分するとの方針で売却先を探しているとの情報があります。市長の見解を伺います。

2、市内には大型店を除いては、生鮮食料品などを購入する店舗が少なく、マイカーが利用できない高齢者は日常生活で苦勞をされています。支援策について市長にお伺いします。

次に2つ目であります。EMで環境教育の実践を。

昔から世界各地にある発酵食品、例えばパンやヨーグルト、チーズ、キムチ、納豆、みそ、しょうゆ、酒などは、こうじ菌、乳酸菌、酵母菌などの微生物を利用してつくられております。このように、自然界にたくさんいる微生物の中には、人間を助けるものも多く、身近な存在となっております。また、ヒトの腸内に棲むビフィズス菌などのように、環境をよくし動植物の細胞を活性化させる働きを持つ酵素や生物をつくり出す微生物もいます。このように、人間にも自然環境にも役立つものを有用微生物（善玉菌）といい、EMはこうした複数の役に立つ微生物を組み合わせたもので、農業や環境浄化、暮らしに役立っています。

3月ごろだったと思うのですが、中主小学校の2階女子トイレがエレベーター工事の影響で換気口がなくなり、においが抜ける穴がなくなったということで悪臭がひどく、廊下を挟んだ教室までにおいが入り、窓も開けられず困っているとの話をお伺いしました。早速学校に頼みましてEM菌を投入、また学校にもEM培養液の作り方の指導を行い、継

続いてEMの投入を続けてもらいましたところ、5月の連休明けには悪臭もおさまり、今では2階女子トイレ以外のトイレのにおいが気になるというふうに改善されたと報告を受けております。

埼玉県の手田市では、環境問題に対処するため、環境クリーン室を設置して取り組み、家庭系生ごみ回収堆肥化、河川浄化などは市民団体と協働事業とし、また、資源リサイクルの屋上緑化などはNPOなどとの第三セクターで協働事業として実施し、同時に高齢者、障害者の雇用促進を図り、新時代のまちづくりとして注目をされております。

また、21世紀を担う子どもたちにEMという素材を使って環境意識を持った人になってもらうことを目的に、学校と地域とを結ぶ取り組みが全国各地で取り組まれております。野洲市でも健全な作物を育てるには、農薬や化学肥料を使わず自然農法をやろうという方々による野菜づくりなどの取り組みが進んでおりますし、漁業組合によるあやめ浜再生運動も進みつつあります。また、市内の小学校でも先ほどのトイレの悪臭の除去だけでなく、三上小学校プールの清掃では、合成洗剤を使わないEMによる取り組み実践が進み、成果が上がったと聞いています。

子どもたちに環境問題を身近にするため、取り組みやすく効果が実感できるEMを活用した環境教育の実践を図るべきと考えますが、見解を伺います。

- 1、野洲市の環境対策に対するEMの事例と評価について。
- 2、野洲市内の小学校のEM実践事例についての評価と今後の課題について。
- 3、総合学習、子どもの居場所づくりなどでの環境学習でのEMについて。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 皆さん、おはようございます。昨日に続いてご苦労さんでございます。

ただいま藤村議員から幾つかの問題についてご質問がございましたが、第1点目の少子化対策と行財政改革のあり方について私からお答え申し上げ、以下それぞれ取り組みをいただいております部長からお答えを申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

ご質問の少子化問題は、今後非常に大きな問題として国全体の問題であろうと思いますし、生活基盤や社会経済情勢、あるいは自然環境にも影響を及ぼしていくのではないかと、こんなふうに受けとめております。

まず、高齢化が進展しますと、生産人口の割合の低下によりまして、労働力の減少、ま

た生産性の上昇を抑制するような要因にもなっており、また年金等社会保障の分野においても、現役の負担が増大するなど、非常に大きな影響が出てくるのではないかと。また、家庭、家族の中におきましても、単身高齢者の増加は将来の介護その他社会的な扶助の必要性を高めますし、市町村によって住民に対する基礎的なサービスの提供が困難になっていくのではないかとというふうにも考えられます。

こうした少子化問題は、高齢化問題とつながった一体的な問題でございます。税収の減少や年金・福祉・医療の社会保障費の増加につながるであろうというふうに思われますので、今後は国や地方自治体の将来の財政運営に大きな影響を与える、非常に大きな課題であろうと、このように受けとめております。

そこで、少子化対策は今現在、やっぱり地方公共団体はもちろんでございますが、国、県においても喫緊の課題であろうということから、国民挙げて取り組むべき必要があらうと、このように考えます。

そこで、お尋ねの対策でございますが、これは市といたしましても重要な課題でございますので、行政改革の取り組みにあたりましても、やはり歳出の削減を主とした行政改革、あるいは財政健全化に向けて取り組む中で生み出された財源をこうした少子化対策に重点的に配分をしていって、この問題をプラス思考で施策を展開していく必要があらうと、このように考えております。おっしゃるように集中改革プランの取り組み、これを重点的に取り組んでいかないといけないと、こんなふうにも考えております。以下、それぞれ部長にお答えをいただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） おはようございます。それでは、第2点目の学童保育の充実に関する見解についてお答えをいたします。

まず、ご指摘の3点についてですが、第1点目の入所希望者の増加についてですが、ここ数年の入所者数は平成16年度で341名、平成17年度で449名、平成18年度で540名と、入所者は年々増加をしております。特に、野洲、北野、祇王学区につきましては定員を超えるという状況でありまして、急遽小学校の余裕教室を借用するなどにより対応をしておりますが、8月末現在で35名が待機をしているという状況でございます。この待機児童は年度途中の申請でありまして、退所者の状況によりまして随時入所をしていただいております。

また、大規模化につきましては、現在41人以上になった場合は部屋を分けまして分割保育を行っており、生活の単位を分けることによりまして、大規模化の解消に努めているところであります。

次に、第2点目の職員、施設の条件整備についてですが、まず職員の雇用条件につきましては、指定管理者であります社会福祉協議会の職員給与規定や職員雇用に関する就業規則により雇用されておりますので、運営主体の中で条件整備を図ることが適切であると考えております。

また、施設整備につきましては、入所者の状況を踏まえまして、今日まで適宜対応をしまいいりましたが、今後入所希望の増加に伴う施設整備には限界があると考えております。したがって、今回国が示しております放課後子どもプランなどを踏まえ、総合的に取り組む必要があると考えております。

次に、第3点目の土曜日の開所と保育時間の延長についてですが、現在の保育時間は原則下校時から夕方6時まで、また休業日は朝8時半から6時まで、さらに延長保育として8時から夕方7時までとなっております。しかし、勤務の都合によります午前8時以前の早朝保育と土曜日の開所につきましては、必要性を調査しまして、指定管理者であります社会福祉協議会と協議をしまいいります。

いずれにしましても、学童保育の役割は、子育て支援と児童の健全育成という観点から大きいものがあります。多様化するニーズにすべて対応することは財政面におきましても限界がありますが、保護者の協力と理解を得ながら、また社会福祉協議会の地域福祉の専門機関としての機能が最大限に生かされることを期待し、引き続き取り組んでまいいります。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） おはようございます。ただいまの質問の中で、少子化・高齢対策についてのご質問にお答えします。

まず、近江富士団地のAコープ近江富士店跡地について回答いたします。

近江富士団地の住民におかれましては、Aコープ閉店後、日用品等の店舗が近くになく、特に生鮮食料品を販売する店舗も三上学区にはないと聞いております。Aコープ近江富士店が平成10年に閉店されてから、学区行政懇談会等の要望も踏まえ、前向きに取り組んでいただきたいという旨を市からおうみ富士農協へ要望を続けてまいいりました。昨年10月には要望書として提出してあります。

しかしながら、おうみ富士農協は昨今の運営状況、経営の健全化のためなどにより、現在売却に向けた事務を進められていることを聞いております。市としては、当時農協の強い要望から当地に出店いただいたという経緯も踏まえ、地域の日常生活、利便性向上と三上学区のまちづくりへの協力を願うべく、再度要望をしたところでございます。

次に、高齢者への支援策につきましてお答えいたします。

高齢者がふえる中、民間の経済活動や社会情勢からは、八百屋、肉屋、魚屋などの身近な生鮮食料品等の店舗はなくなってきております。このような中、高齢者に対する日常生活の利便性の向上につきましては、支援の検討が必要であることは認識いたしております。検討の方法につきましては、平成16年、17年度におきまして、駅前の未利用地の活用を野洲商工会で検討していただいた例もでございます。今回の課題につきましても、高齢者の多い団地内において利用可能な土地等を活用した実証実験を行うなどの検討を進めてまいりたいと考えてございます。その結果を踏まえ、商工会やNPO団体、地域などと協働しながら、今後地域を支えていけるようなしくみや組織づくりを具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でお答えとさせていただきます。

続きまして、「EMで環境教育の実践を」ということでいただいておりますので、そちらの方の回答も続けてさせていただきます。

まず、EM菌に関するご質問の中の1点目でございますが、野洲市の環境対策に対するEMの事例と評価についてお答えいたします。

はじめに、EM菌の利用実績につきましては、平成12年度より小南自治会において実施されました県の環境対策事業であります淡海エコライフの郷モデル事業の取り組みにおきまして、EM菌を使用したEMぼかしを利用して、生ごみ堆肥化に取り組みまれておられ、現在も小南自治会において継続的に実践されております。

また、市の環境施策としては、地域の環境保全活動を推進する目的で実施しているエコライフ推進事業の一つとして、平成16年度から入町自治会、大中小路自治会、また、平成17年度からは山出自治会において、EMぼかしを利用した生ごみ堆肥化活動が現在も実践されています。

このような先進的な取り組みは、資源の循環とごみ減量はもとより、地域の環境保全に対する意識啓発にも寄与しています。このことから、EM利用による生ごみ堆肥化の取り組みをはじめ、野洲市の環境対策として実践されている市民活動により、地域の環境保全

が推進されていると評価しております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） おはようございます。藤村議員の2点目の野洲市内小学校のEM実践事例についての評価と今後の課題についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、昨年度に市内のEM実践事例といたしまして、中主小学校の女子トイレ悪臭改善事例と、もう一つは三上小学校プールの浄化事例の2例がございます。中主小学校の事例は、女子トイレの悪臭改善のためにEM培養液の作り方の指導を受けまして、EM菌の投入を継続することで低減できたというものでございます。それ以降、中主小学校では環境主任がEM菌の培養を行いまして、毎週木曜日はEM菌を流し込む日といたしまして、子どもたちが掃除担当教諭の指導のもとに、新館のトイレに流すという体制をつくって現在も継続しております。

また、三上小学校の事例は、EM菌の効用をプールの浄化に生かそうというもので、昨年12月にプールに40リットルのEM菌を投入いたしまして観察したものでして、今年6月のプール清掃では、側面の藻の発生量でありますとか、あるいは底面のヘドロ、この量が減りまして、一定の効果が見られました。その結果、今年度も使用の方向で検討中ということでございます。

ただ、中主小学校の実践から今後の課題といたしましては、EM菌の培養に時間と人手がかかるという点や、EM菌独特のにおいがいたします。それに慣れるのに時間がかかるというような点などから、教職員主導の形からなかなか子どもたちが主体的に取り組む形に移行できないといったような点が今挙げられております。しかし、2つの小学校とも継続中、または継続の方向で検討中であることから、EM菌の一定の効果はあると考えております。

3点目のご質問の環境学習でのEMにつきましてのお答えを申し上げます。

総合的な学習など、環境教育の一環として取り組むためには、EM菌の働きや生態系、循環性など専門的な知識や考えなどをまず教職員が学習する。その上で環境教育のカリキュラムの中に取り込めるかどうか検討が必要だと考えております。したがって、今すぐ環境学習でEMをカリキュラムの中に取り込むことは難しいのですが、地域教育協議会等におきまして、環境学習としてのEMについての情報を提供していきたい、こういうふうに考えております。そして、今回議員から示唆いただいた環境教育の重要性を再認識いたし

まして、市内校園の環境教育がさらに前進していきますよう、努力してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 藤村洋二君。

6番（藤村洋二君） それでは、今2つの内容についてご回答をいただきました。再質問をさせていただきます。

まず、2007年の団塊の世代の大量定年が始まるわけですが、これは非常に大きな7年問題ということで、時代がどのように変わっていくかということで注目されているわけですが、その内容としては、やはり生産年齢が減少していくということが一番大きいというふうに思っています。生産年齢が減少するということは、今まで多くの市民税をお支払いいただいていた皆さん方が、税を払わない、担税力がなくなっていくということでもありますし、また同時に高齢者になりますと、建物を直していくとか、そういうことも非常に難しい問題でございますので、固定資産税についても落ちていくということで、やはり税の問題一つ考えますと、非常にこれからの市の財政というのに大きな影響を与えてくるのではないかと。また、生産年齢人口が減って行って老年人口がふえてくるということでございますので、大量定年の団塊の世代をどのようにまちづくりに頑張っていたらいいか。このあたりをどのような方向で検討するのだということで、本当は第1点目の質問をさせていただいたのですが、若干その回答にはなりませんでしたが、少子高齢化対策はプラス思考で施策展開を図るという回答でもありましたので、見守っていきたいというふうに思っております。

2点目の学童保育についてお伺いします。

学童保育については、現在の問題点をきちっと把握されながら、努力をされているということについては理解をいたしますが、多くの問題を解決しなければならないという課題があるというふうに思っております。学童の保育児童数ですが、341人が449人になり、今年度540人、今在籍は538名というふうに聞いておりますが、年々100名単位で増加をしております。待機児童につきましては、1年生が12名、2年生が5名、3年生が11名の計28名、4、5、6合わせますと35名の待機児童があるというふうに調べさせていただきましたが、そのうち野洲の学童さんが12名、祇王が7名ということで、1年生から3年生の低学年の児童の場合、家庭の状況が入所申し込みの10月の段階では、お年寄りが子守してやるから頑張っておいでというように言えたのが、

急に事情が変わるとか、そういうことは当然あるわけでございますので、何としてもやはり低学年の児童の待機はゼロにしていくということが必要だというふうに思っております。

隣のまちの栗東、近江八幡、草津等の学童の設置の条例を見せていただきましたが、栗東、近江八幡、草津とも、学年については1年生から3年生ということで、低学年の児童を何とか待機をなくしていこうという方向で取り組みをされているようにお見受けをしますので、この辺、低学年の待機児童をなくしていく方向というものを、どういう方向で考えられるのかということについてお伺いをしたいというふうに思っています。

もう一点でございますが、大規模化の問題、41名以上になりましたらクラスを分けるということになりますと、さらに41名になるとさらにもう一つクラスを分けるということは、これは物理的にできないわけございまして、100名を超している施設がもう3施設ある。中主につきましても90名の定員ということでありますから、やはり施設をこれからどのようにふやしていくかという問題ができてくるというふうに思いますし、現在1小学校区に1つの学童保育所がありますが、これを複数にしていくという方向でないと、解決はしていかないのではないかとこのように思っておりますので、この点について見解をお伺いしたいと思います。

続きまして、保護者要望であります時間の延長、また夏休みの開所等につきまして、当然指導員さんの体制、内容をどのようにしていくかということをお聞かせいただければならないわけですが、先ほど保護者の意見も聞きながらということでお聞かせいただきました。つい最近、保護者の皆さん方ともお話しをさせていただいたところは、夏休み前でもありましたので、夏休み前、できるだけ開所時間を早くしてほしいという要望がありました。やはり土曜日の開所というのも大きな保護者の要望だろうというふうに思っておりますので、その辺のご意見をまとめられた結果がありましたら、お知らせをいただきたい。このように思います。

文部科学省、厚生労働省は、放課後子どもプランというものを今回19年度の概算要求でまとめられたというふうに思っています。ちょっと概算要求の内容が、私は新聞で見つけられませんでしたので、最初案を出しました内容としまして、2006年5月1日の内容ですが、文部科学省は1日までに2007年度から団塊の世代の教員OBらを活用し、放課後や土日に無料の補修を実施する方針を固めた。経済的理由から塾に通えない子と通える子の間に格差が広がるのを防ぐことがねらい。全国約1万カ所で進めている子どもの居場所づくりの中で行い、07年度予算の概算要求に盛り込むという内容が出ておりました。

て、恐らくこれに沿った形で文科省と厚労省が一緒になって、何とか放課後の子どもたちをどのように健全育成していくかということでの検討だろうというふうに思っておりますが、教育委員会として、学童保育は先ほど市民健康福祉部としては、この放課後子どもプランとあわせて、学童さんのこれからの大規模化の問題も検討していくということですが、教育委員会としてどのような考え方をお持ちになるのか。現実の問題として、私は三上の幼稚園の預かり保育、延長保育の問題をお願いいたしておりました。これは三上第1保育園を閉園するにあたって、閉園する条件としては、幼稚園の延長保育をしてもらえれば三上の学区民としては了解しますということでしたが、教育委員会がいつまでたっても結論を出してくれない。そういう問題もございまして、やはりここは市民健康福祉部と教育委員会が一つになって取り組んでいただく必要がある、このように思っておりますので、この点について、市民健康福祉部はやると言っているけれども、教育委員会はどのような考えをお持ちなのか。これについて教育長の見解をお伺いしたいと思います。

続きまして、指導員への対応の問題でございますが、先ほども申し上げました大規模化の問題、また保護者の要望に応えていく場合、いろんな場合を考えましても、指導員の待遇の問題、また指導の内容の問題、いろいろとあるわけでございます。現在、指導員さんにつきましては、社会福祉協議会の嘱託職員として1年雇用ということで契約をされているというふうに聞いておりますし、以前ですと、保護者会の場合、ある学童保育所では、ボーナスも支給されていたということですが、市の嘱託職員がボーナスもないということで、社協の場合もボーナス支給はないということでもございまして、これから子どもたちが延長の保育をしたり土曜開所をしたりという中で、要員の増加が望めるのか、それとも今の指導員さんの時間外といいますか、そういう中で処理していこうとするのかというと、やはりその指導員に大きな負担をかけていくということについては非常に大きな問題があるだろうというふうに思っておりますが、社協が社協として自分のところの運営基準、就業規則の中で取り組んでいこうとしても、現実の問題としては、指定管理料が上がらないことには、社協としては取り組めないわけですね。実際は、社協に基本的に結論を出させるような回答でありましたけれども、それは市としてどのような考え方を持っておられるかということをお伺いしていただかなければならないと思っておりますので、土曜開所、また開所時間の延長等については、指定管理料の増額という方向を考えられるのかどうかということについてもお伺いしたいと思います。

続きまして、近江富士団地の跡地問題についてお伺いをさせていただきます。

平成10年にマーケットが閉鎖いたしました。それから先ほどの部長の回答にもありましたように、行政懇談会等でも切実な住民の要望としてお話を聞かれているというふうに思っております。その行政懇談会の席上、市役所の立場として、このように回答されております。JAは商業施設ということで、この土地を格安の価格で購入していると。住民の皆さん方との不公平、金額的に、仕入れた土地の金額との不公平があるということを見ると、JAに勝手に売却させるようなことはしないということ、野洲市としては行政懇談会で回答されているというふうに自治会長からお伺いをしておるわけですが、このように、強い決意でお取り組みになっているマーケット閉鎖からの具体的な要請活動が、まだ現実には実を結んでいないということでもあります。昨年10月に要望書を出したということですが、実はこれは昨年理事会が開かれて売却の方針であるということが理事会で決められた。次の総代会に売却という方向をかけてしまいますと。そうでないとJAとしても立場というものがあって、使わない土地を持って固定資産税だけ100万円という単位で落ちていくということでは農協の組合員さんに対して非常に困るということで、この売却を決めたいと。だから、野洲市としてはどういう方針ですかということで、商工観光課の方にお話しになったこの背景から要望書が出てきたと、こういうふうに思っているのですが、この要望書を出しただけでなく、それに対して結果的に知らない間に売却という話が出ているのなら、間はいったい何をしていたのかということをお聞きしたいのですが、その具体的な要請活動、何をしたかということについて、またその考え方についてお伺いしたいというふうに思っています。

それと、間もなく入札ということでお聞かせいただいておりますので、その入札の参加業者が商売をされている、特に生鮮食料品、肉、野菜等を扱っておられるお店が入られるのかどうか。こういうようなのも含めた参加業者であるのかどうかということについて、お尋ねをしたいというふうに思っています。

それと、このJAの場合、やはり商売として適地でないということで撤退をされたわけですので、当然JA任せでなく市としてこの土地をどのように利用するかということも一緒に考えましょうということで、役所の皆さん方にも何度も申し上げております。例えば、希望が丘の入り口という地の利を生かして、観光情報センターの建築とか、またJAに対しましては、ここ何年かの間、固定資産税については減免させていただきますと、こういういろんな方法がとれるのではないかとお願いをしておりましたが、これについてどうであったか。検討したのかということをお尋ねしたいと思います。

続きまして、高齢者の生活支援であります、時間がなくなりましたので、店舗が現在不可能でありますので、何としてもやはり行商とか生協さんとか、いろんな助けでやらせていただいています。その中で、すまいる市が週に2回お越しになります。非常に好評であります。農産品や小魚、パン、ジャムなどの販売をいただいているということで、近江富士の皆さんもお待ちになっているわけですが、夏は悪くなったら大変だからということでお休みということでもございますので、何としてもこの辺を充実していただきたいということもありますし、当然品目につきましても追加をしていただきたいと思っておりますので、商工会とか地産地消協議会、またこのすまいる市を運営されております「エコカル ヤス・コム」等に対しまして、連携をしながら市が中心になってこの対策についても考えていただきたい。また同時に、宅配のサービス等についても、住民の皆さん方が手を挙げて検討していきたいという場合なら、どのような形で支援をしていただけるのか。これについてもお伺いをしたいと、このように思っています。

続きまして、EMであります、EMにつきましては小南、入町、大中小路、山出、そして今年度から西河原がまたお取り組みをいただいているというふうに思っております。入町と大中小路につきましては今年度終わります。大中小路は9月30日に推進大会を開いて、この3年間の成果を今後どのように継続できるかということでの検討をしたいというようなことを考えておられるようではありますが、市としてこの3年、3年のエコライフ推進モデル地域の成果をどのように住民の間に浸透させていって継続させていこうとするのか。これについて考えをお伺いしたいと思っております。

それと、この5字とも農村地帯でありますので、EMの堆肥化ということで取り組みをされておりましたが、堆肥化をしていくためには農地がないと非常に難しい。今回西河原がお取り組みになる場合は団地もありますし、非常に取り組みが難しい点もあります。現在、基本計画策定の中でリサイクルセンターの建設というものも検討されておりますので、リサイクルセンターの中に堆肥化の工場を建設し、その堆肥を販売できるような、そういうシステムづくりをやっていただけないかと。これについての見解をお伺いしたいと、このように思っています。

環境学習の問題につきましては、せっかく生きた教材が中主小学校にありますので、ぜひそれを子どもたちに興味を持ってもらえるような取り組みをしていただきたい、このように思っています。特に、トイレにつきましてはEM菌を投入する、そのために化学薬品を使ったらEM菌は死んでしまうということで、化学薬品を一切使わずにトイレ清掃を

実施していただいて、今まで以上に美しいトイレ、においのないトイレを守っていただいておりますから、こういう生きた教材をどのように子どもたちに波及させていくかということを考えていただきたいし、それと同時にあやめ浜の再生運動につきましても、白砂青松の松林、また砂浜、海を漁業組合の皆さん方が守ろう、そしてもう一度取り戻そうという運動でもございますし、地元の小学校としてこれに対して一緒に参加していくということが、子どもたちの郷土教育、またこの国を守っていこう、愛していこうという気持ちにつながっていく、このように思っておりますので、こういう問題に対して教育委員会として、どうしても、学校に言いますと教育委員会がしろと言わないことはできないということでもありますので、教育委員会としてどのような対応をされるのか、お伺いします。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、藤村議員の再度のご質問にお答えをいたします。まず、学童保育に関する5点の再度のご質問の中で、4点私の方でお答えをしたいと思います。

まず、第1点目でございますけれども、学童の待機ということで、1年生から3年生の低学年の待機児童が現在28名でございますけれども、これを解消するためにはどのような方法が考えられるかというご質問でございますが、これにつきましては、おっしゃっており、やはり低学年というのは特に学童保育が必要でございますので、この入所の判定の方法を検討していきたいというふうに考えております。

それから、2点目の大規模化の問題でございますが、これは大変大きな問題でありますし、私どもも頭を悩ますところではございますけれども、先ほどお答えをいたしましたように、国が示しております放課後の子どもプランの教育委員会のところと一緒に、考えていきたいというふうに思っております。

それから、夏休みの期間の早朝の保育の件と土曜日の保育の件につきまして、調査をしたかと、そのことについてまとめた結果をというご質問でございますが、これは昨年度調査をいたしました。早朝保育につきましては、北野の学童だけでございますが、21名の方のご希望がございました。また、土曜日の開所でございますけれども、現在土曜日に勤務をされているという方は利用者の大体13%程度という状況でございます。土曜日の学童保育所開所についてどうお考えですかという問いに対しまして、開所を希望するという方が43%という状況でございます。また、土曜日に学童保育所を開所した場合、保育料

の増額があっても預けますかという問いに対しまして、預けると回答しました方が32%という状況でございます。これは、昨年度の調査結果でございますので、先ほど申し上げましたように、今年度調査する予定をしております。

それから、5点目の指導員の処遇の問題でございますが、これは先ほどお答えをいたしましたように、職員は社会福祉協議会の職員でございますので、職員給与規定あるいは職員の雇用の就業規則に関して運営していくことが私は基本であるというふうに思っております。その点について、私どもの指定管理料のところで増額は考えられるのかというご質問でございますが、これは、指定管理料の積算の段階は児童数に応じてそれぞれ職員の配置の基準がございますので、それに従って指定管理料を積算しているわけでございますが、当然利用者の数がふえれば再度指定管理料の積算をし直すということは可能であるというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） まず、近江富士団地の跡地についてお答えいたします。

まず、昨年JAの方に要望いたして、その後の活動ということでございますが、その後もJAの方と事務的に折衝というか交渉してまいりました。

先ほど議員のお話の中にもありましたが、私どもとしては当時の売買契約やいろいろな資料をそろえまして、例えば当時の契約書を見ますれば、近江富士団地の住民の利益、利便施設としてのショッピングセンターを建設することを条件として用地を売り渡すということに、住宅公社とJAの間の契約でなっております。そういった資料等をもとにJAと粘り強く交渉してきたところでございます。

しかしながら、JAといたしましては、その約束は約束として、これまで24年間営業してきたと。また、閉店してからもう8年経っているということから、JAとしては致し方ないというふうにお考えになっているというふうに聞いてございます。私どもとしても、何分市民の契約でございますので、市としては要望という形でしてございまして、この9月にも要望書を、書類として要望を行わせていただいたところでございます。

要望にあたっては、先ほど市としてどう利用するのかという話もございましたが、私どもとしましては、要望書の中で身近に日用品等が調達できる跡地利用計画としていただきたいということで要望してまいったところでございます。JAの方からいただいている最新の回答といたしましては、跡地の売却にあたってはご要望は十分承知しておりますけれ

ども、契約条件として跡地利用をそういう日常品の調達できるものにするというような契約条件にはしないと。しかしながら、市それから住民の方からそのようなご要望があるということは契約の際にお伝えするというふうに聞いてございます。

それから、市としてそのような土地利用を誘導するために固定資産税の減免やそういうことはどうかということがありましたけれども、ここは住宅地区でもございまして、また民間の土地利用ということもございまして、市としては特定のここだけを減免等の措置を行うというのはかなり難しいかと今のところ考えてございます。

この件につきましては、大分私どもも事務的ないろいろな資料、また実際にJAが出店した当時のいきさつも、議員から先ほどお話があったとおり、かなりJAの方の強い希望があって出店されたというようなこともあって、そのあたりも大分JAの方には申し上げておるのですが、何分もう一番最初の話が出ましたのが、契約が昭和49年ですか、ですからその前からの話ということでもう30年以上経っているということもありまして、JAの方としては、そういうことは重々承知の上ですけれども致し方ないというふうに言われているところでございます。

それから、市民のいろいろな活動をこれから考えていったときに、それに対して市の方から応援していただけるのかということでございましたけれども、これにつきましては、市としましては、これからも市民の方々、各種団体との協働ということは進めていきたいと思っておりますので、手続関係も多分出てくるかと思いますが、関係課との連携を行いまして、必要な対応をさせていただいて協力をさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、EMの話でございますが、どのように住民にそういった活動を浸透していくのかという点と、リサイクルの拠点をぜひつくっていただきたいというお話があったかと思えます。

先ほども申しましたとおり、市民活動として、私ども市にとっても非常に重要な活動だと思っております。特に、これまで取り組まれてきたということで、3年間でノウハウの蓄積やその効果についての知見をかなりお持ちかと思っております。私どもとしましては、ぜひ先進事例としてそのご紹介をさせていただきたいなと思っておりますので、各自治会にはご協力をいただきまして、資源循環とごみ減量の推進を市としても図っていききたいなというふうに考えてございます。

それから、拠点施設でございますが、これにつきましては、市の大きな資源循環につき

ましては、今環境基本計画を策定しておりまして、その中で当然取り上げて検討していきたいと考えてございます。特に、先ごろ日進市の方に視察に行かれて、環境基本計画の委員さんたちも大分感銘を受けたように聞いてございますので、総合的なごみ処理の経費等々の話もございしますが、そういった拠点施設も含めて検討を進めてまいりたいと思っております。

以上で回答とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 藤村議員の再質問の中の学童保育に関連をしますところでお答えをさせていただきます。

現状でございますが、今子どもたちは、一つは文部科学省の補助事業で地域子ども教室に行っております。これは土曜、日曜あたり、各コミセンを中心にやっています。それから、平日ですけれども、学童保育は学校の放課後に学童保育に行くと。子どもたちは大きく2つ、あとはスポーツ少年団とかいろんな取り組みをしていただいておりますけれども、今この2つに絞って、いずれも、地域子ども教室につきましても課題がございますし、それから藤村議員がおっしゃいましたように、学童保育についても課題があると。これを文部科学省の方は、地域子ども教室を放課後子ども教室という名称に変えまして、学校を中心にして、子どもたちがすぐに学校から帰るのではなしに、放課後空き教室等、あるいは体育館、運動場等で生活をする、勉強をする。それから学童保育がございます。この学童保育は厚生労働省の補助事業でございます、この2つが一体的にならないか、あるいは連携をしてうまくいかないか。そういうような発想で出してまいりましたのが放課後子どもプランであります。

この放課後子どもプランにつきましては、今月7日に、文部科学省より近畿地区の社会教育研究大会の場所で各府県の担当者に説明がなされました。それに基づきまして、今月11日、ついこの間ですけれども、市の担当者が行きまして、滋賀県からの説明を受けています。この説明の中で、放課後子どもプランとは、端的に言えば、地域子ども教室と放課後児童健全育成事業（これが学童保育です）、地域子ども教室と学童保育に教育学習面を加味する形での一元的な事業の創設ということで、提案されているといたしますか、予算要求をしていると。その事業実施にあたっては、まず今の事業を継続させることの上に立って取り組んでいると。その2つの事業の連携を目指しまして、コーディネーターあるいは安全管理員、学習アドバイザーを配置していくと、こういうことでございます。また、その

予算についてですが、国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1というような補助金の割合ということでございます。具体的には、財務省に対してこれから動いていくということでございます。今後、9月20日に文部科学省より県に対しましての説明がございまして、それを受けまして9月29日に市町に対しましての説明会を持つというような、そういう段階でございます。

野洲市としましては、国の考え、県の考え、あるいは他市町の動きを見ながら、本市としての取り組みの方向を運営委員会を立ち上げましてその中でまとめていきたいなど、このように考えております。特に大事にしたいことを4点申し上げます。

1つは、地域子ども教室、学童保育の現状維持、これを妨害しに行くとか、余計困るようになるというようなことにならないように十分配慮をしていかなければならない。

2つ目は、その上に立って地域子ども教室、学童保育と放課後子どもプランが円滑に連携できるように十分な協議をしていく。

3つ目に、学校施設、安全面、人材の確保、学習を含めた活動内容等におきまして、小学校の持つ地域性とか、あるいは許容性を十分配慮しながら検討を重ねていきたい、このように思っています。

それから、4つ目でございますが、放課後子どもプランは子どもたちの日常生活や保護者の生活に直結をいたします。ですから、十分に検討して長期的に安定した形での実施を図っていかなければいけない、このように考えております。

このような4つの重点課題を意識しながら検討してまいりたいと、このように考えておりますのでご理解のほどよろしく申し上げます。なお、EM菌につきましては、部長の方から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） ただいま藤村議員からご質問のございましたEM菌の活用によります環境学習、現に生きた教材がそれぞれ2つの小学校で実践事例としてありますので、これらをどのように子どもらに波及させていくのかといったご質問でございますが、私も教育長と一緒に2つの小学校へ行かしまして、実際にその実践事例を見させていただきました。

中主小学校では、ペットボトルにEM菌を培養されていまして、原液を入れてそこへ黒砂糖、糖蜜を入れながらカルキ抜きをした水を入れて1週間培養されます。そこへ伯方の

塩を入れて1週間かかるわけですが、また2階、3階のトイレへまいりますと、バケツがそれぞれ7つ置いてありまして、水の入ったバケツですが、そこへ毎週木曜日には培養したEM菌を一定量入れながら、7つのトイレのブースがありますので、そこへ流し込むというようなことをやっております、これは担当教師と子どもが共にやっております。

ただ、子どもの興味、関心を環境へ向けさせるためには、例えば中主小学校のトイレのにおい改善事例で申し上げますと、まず子どもたちがトイレのにおいが臭い、きついということにまず気付かせて、その上でこのにおいをどうしたらなくせるのか、こういう疑問を持たせる。その上で、今実践をしておりますEM菌の働きを学習すると、そういったプロセスが重要かと思えます。非常によい教材でもありますことから、まずは先ほども申し上げましたが、三上小学校のプールの水の浄化にEM菌を活用した事例がございますので、これを他の市内の小学校へ水平展開して、実践事例を広げていきたいと、このように思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 訂正と答弁漏れがありましたので再度お答えします。

まず、私の1回目の答弁の中で、「おなこうじ」自治会のことを間違えて「おなかこうじ」と申しましたので、正しくは「おなこうじ」自治会ですので訂正いたします。

それから、答弁漏れでございますが、先ほどご質問があった中で、入札の業者の方に食料品とかそういう業者さんが入っているかとお尋ねがありましたが、これにつきましては私どもの方では現時点では把握しておりませんということでお答え申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 藤村議員のご質問の中で、近江富士のJA跡地の関係のご質問の中で、今現在市内で活動されておりますすまいる号との連携の問題をご提案いただきました。

すまいる号につきましては、議員が先ほど申されたように、NPO法人「エコロカル ヤス・コム」が地産地消推進協議会と連携の中で事業主体になり、昨年11月より地産地消の推進と地域通貨すまいるのさらなる流通を目的に移動販売を開始され、現在地元の農産物や水産物、またその加工品を販売していると。毎週曜日を定めまして、近江富士団地をはじめ栄などの自治会や公共施設、福祉施設などを中心に運行されております。そして、議員が指摘されましたように、夏場につきましては休止をされております。

そして、この移動販売を使って地域のお年寄り等々に活用できないかというご提案でございますが、すまいる号につきましては市民活動の中で自主的な活動としてやられておりますので、ご提案等につきましては一つの提案と受けとめまして、私どもの方から事業主体でありますNPO法人の「エコロカル ヤス・コム」にご相談させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 藤村洋二君。

6番（藤村洋二君） それでは時間がありませんので。

まず、学童保育につきましてはいろいろな問題がありまして、今の放課後子どもプランもありますから、一部、例えば朝の7時半の問題だけ解決しようとか、いろいろなことを思わずにもう一度放課後子どもプランも含めて、総合的に計画をし直して議論を深めた中で結論を出していただきたい。これは要望です。

それと、三上学童保育所の建設なのですが、これにつきましては、ぜひ三上の小学校の耐震工事もありますので、その中で閉園いたしました三上の保育園の活用ということで考えていただけないか。この点についてお考えをお伺いしたいと思います。

それと、近江富士団地のマーケット跡地の問題ですが、入札が間もなくでありますので、余り悠長なことは言ってられません。やはり、政治がどのような形でJAに対して申し込みをしていくのかということが問われる時期だというふうに思っていますので、市長をはじめ環境経済部のご努力をお願いしたいと、このように思っています。

EMにつきましては、ぜひ工場の建設をリサイクルセンターの中で検討していただきたいと思っておりますし、教育委員会につきましては、プールの清掃をするというためには培養機、これは非常に安いものから高いものまでありますので、各小学校に入れるつもりがあるのか、この点についてお伺いします。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、学童保育所の再度のご質問でございますが、旧三上第1保育園の跡地の利用として、学童保育所の建設が考えられないかというご質問でございますが、この点につきましては、現在のところこの三上第1保育園の跡地を

学童保育の建設にということは考えておりません。ただ、先ほどもございましたように、三上小学校が耐震調査を本年度行います。その結果を踏まえて、三上小学校の将来構想等が出てくると思いますけれども、その中で同時に考えていくことが適切であるというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） 再度の藤村議員のご質問でございましたE M菌培養機を購入する考えはというご質問でございますが、現在あやめ漁業協同組合に培養機を設置されておりますので、当面その培養機で培養されましたE M菌を借用できればと、このように思っております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第2号、第12番、中島一雄君。

12番（中島一雄君） おはようございます。12番、中島一雄でございます。私は野洲市教育の日を定める条例の制定について質問をさせていただきます。

青少年の姿を見ればその国の将来がわかると言われるように、青少年を健全に育成することは、いつの時代、またいかなる社会においても重要課題として世人の関心を集め、世論を呼ぶものでございます。

最近の青少年の問題行動は、学校における学習意欲や学力の低下、不登校、いじめ、家庭、社会における脱力感や虚無感、さらに各種非行や暴力行為など、深刻かつ多岐に及んでおります。

私は昨年12月定例議会におきまして、市民の教育への関心を高め、次代を担う子どもたちの教育に関する取り組みを市民全体で推進し、市における教育の充実と発展を図ることを目的とする野洲市教育の日の制定を提案させていただき、教育長からも複雑多様化する社会の現状を考えると、時宜を得たもので大いに賛同するとのことで、期日として11月3日文化の日の前後に設置してはとの回答を得ました。

そこで、趣旨として、教育に対する市民の意識を高め、家庭、地域社会が連携して本市教育の充実と発展を図ると共に、あすの野洲市を担う子どもたちをはぐくむため、野洲市教育の日を定める条例を制定すべきと考えますが、教育長の方針を伺います。

よろしく申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 中島議員の野洲市教育の日を定める条例の制定に関しますご質問にお答えをいたします。

昨年１２月の議会で答弁を申し上げたことを受けまして、教育委員会では平成１８年度から野洲市教育の日実施要項に基づきまして、１１月１日を野洲市教育の日、それから１１月を教育月間と定めたところでございます。

実施内容は、一つは教育委員会の取り組みで何かをやります。もう一つは学校での取り組み、主として授業参観になるだろうと思いますが、学校での取り組みがでございます。それから、地域での取り組み、この３つに大別いたしまして、それぞれの取り組みを可能な限り１１月の教育月間に実施することとしています。

滋賀県では、平成１８年６月１日から「滋賀 教育の日」を定める要綱を制定されまして取り組みを始めておられます。

議員ご提案の条例化は、県が要綱で取り組んでいる状況よりさらに一歩進んで、先端行政を担う市が条例化に踏み切ってはどうかとの趣旨と受けとめております。国、県、そして市町村という構図はいまだ根強く残っていますが、地方分権から今や地方主権の時代であることを考えますと、近い将来は条例化をして取り組む必要が出てくるというふうに思っております。

しかしながら、教育の日に関する要綱を定めたのは今年度、平成１８年度が初年度でありますので、この成果や実績を踏まえまして、条例化に向けて取り組みたいと考えております。また、市行政の意気込みもさることながら、この種の条例は市民の皆さん方の責務、取り組みについても一定の規範を定める必要はございます。市行政が一方的に定めるのではなく、市民からの盛り上がりが高まるような施策を講じながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 中島一雄君。

１２番（中島一雄君） それでは再質問をさせていただきます。

まず最初に申し上げておきたいのは、教育の日と条例化は私は表裏一体と考えておるわけでございます。それと、昨年１２月議会の答弁では、教育長は平成１８年度から野洲市教育の日は、期日といたしましては１１月３日の文化の日の前後約１週間に設定したいと考えているとのことでしたが、今回の答弁によりますと１１月１日と。１１月１日は教育

の日に制定して、その1カ月間を教育月間と定めるとのことですが、その辺の真意、ちょっとずれているような気がいたしますので、その辺のところをもう一度確認をしておきたい。

今も言われましたが、県は本年6月1日から「滋賀 教育の日」を定める要綱を制定し取り組みを始めましたが、これまで教育の日の制定を終えた都道府県は二十数県を数えるわけですが、県に先駆けて条例化している市町は既に何件かあるわけですが、滋賀県は、市町は現在は制定しているところはありません。本市の過去の事情も踏まえまして、一歩進んで条例化に踏み切ってはとの思いで提案させていただいたわけですが。

条例の制定は、制定推進協議会の大目標ではありますが、その後の運用に特に力を入れることが肝要でありまして、制定後も基本的な事業は真摯に継続しなければならないわけで、また条例の内容によっては行政や他団体との提携による事業も誕生して、市町、他団体にも広がっていくことが期待できるわけですが。

全国的傾向といたしましては、家族と接する時間の減少などの家庭環境の変化、社会的な価値観の変化による地域の教育力の低下、学校教育の場におけるいじめや学級崩壊など、今日的課題の今後が懸念されておりまして、私たちの住む野洲市もまた例外とは言えない状況でございます。本市は具体的な取り組み方法といたしまして、教育委員会の主導のもと、事業に取り組むと受けとめておられますが、実行委員会組織については考えておられないのか、お伺いしておきたい。

それと、今二、三例を挙げられましたが、11月1日まであと1カ月余り、1カ月と少しあるわけですが、関係者の教育の日に対する研修はどれぐらいされたのか。また考えられる取り組み、今二、三おっしゃいましたが、行事内容等についてももう少し詳しくお伺いしておきたい。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） 中島議員の再質問にお答えを申し上げます。

確かに、教育の日と条例化は一体とお考えをいただいているということでございます。本市といたしまして、11月1日を教育の日、その月を教育月間と、このように考えておりますが、実施要項で申し上げますと、教育の日を11月1日としております。また、内容的には、教育委員会の取り組み、主な事業、学校での取り組み、そして地域での取り組み

みと、こういうふうな形でそれぞれの取り組みをまとめようとしております。現在、それぞれ小学校、園、中学校の取り組みの内容をまとめているところでございます。また、市内の各施設でもそれぞれ、例えば歴史民俗博物館ですと、秋季の企画展、野洲の弥生時代といったもの、あるいは講演会といったものも11月に集中して、なるべくこういった財政的にも厳しい折でもございますので、既存の事業を11月の月間にまとめて効果的に実施していきたいというようなことが趣旨でございます。

また、県でも申しておりますが、この夏休みから秋にかけても、小学校へ通います子どもたちが、朝食を食べないで来る子どもが県内でもいるようでございますので、「早寝早起き朝ごはん」というキャッチフレーズで、おうちでもまずは早寝をして、その結果早起きができる。早起きができると朝ごはんもきっちり食べられる。そして、朝ごはんを食べてくる子どもさんでは、学校での学業も、あるいは積極的な発言、行動といったものも見られるというようなことも言われています。

さらにもう一つ、実行委員会組織は考えておられるのかということですが、これにつきましても、一つの案として今後考えさせていただきたいと思っております。

関係者の研修の取り組みはどういったものがあるのかということでございますが、研修に関しましては、この趣旨をきちっとご理解いただく、あるいは市民への事業の啓発を行うといったことで、特に考えてはおりません。

以上、ご答弁申し上げます。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 中島一雄君。

12番（中島一雄君） 再々質問をさせていただきます。

現在まとめているということで、十分教育の日が充実した教育の日であるように、ぜひお願いしておきたい。

それと実行委員会も、これは大切なことでございますので、必ず前向きに検討していただきまして、十分取り入れていただきたい思いでございます。

それと、1カ月という期間でございますが、調べますと、確かに1週間で集中的にやっている県もございます。徳島県なんかは1週間集中的に取り入れております。1カ月というと非常に幅が広く、大変な期間でもあると思います。

先生の研修、これは本当にどの辺までやっていただけるか。最初の年でございますので、非常に不安と期待に迷っておるといような感じを受けないこともございません。

実は私は要望書を、日本連合教育会というのがあるのを皆さんご存知かどうか知らない

のですけれども、この中に要望書なるもの、これを小坂文部科学大臣に出しておられるのですけれども、これが1都10県15市の日本連合教育会の会長名で出されておるわけなのです。これは要望書的な内容なのですけれども、この中で滋賀県の教育会会長、橋本茂昭さんの名前も入っておるわけなのですよ。この中に、非常に立派なことが書いてあります。そういうことも含めて教育の日に参考にしていただいて、お願いしたい思いでおるわけでございます。自立と共生の心と実践力を持つ子どもの育成、自己修練をはぐくむ子どもの育成、地域ぐるみの教育の推進、義務教育の充実、教員の資質、能力の向上、これはたまたま今度総理大臣候補の中でも必ず教員免許の更新をやるということをおっしゃっておられた方もおりました。読書環境の整備と国語力の向上、高度情報化社会に生きる子どもの育成、また情報モラルの効果的な指導と教育会の活動と教育の日ということで、要望書として特に旧野洲町の教育長が滋賀県教育会会長の名で連ねられて提出されておるわけなのです。

こういうことも含めまして、慎重に教育の日に向けて取り組みをお願いしたい。野洲市ならではの自然環境、歴史、文化の中で子どもたちが健やかに成長いたしまして、希望に満ちた未来へと進み、また青少年が自ら地域社会の将来像に夢を持ち、いつまでも消えぬ郷土愛を抱く姿を浮かべながら、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時50分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第3号、第7番、西本俊吉君。

7番（西本俊吉君） 7番、西本俊吉です。私は今回の一般質問の機会において、3つの課題について質問をさせていただきます。

まず、第1点目は、農業施策、この地野洲平野は、いにしえより近江米の産地として農業が基幹産業として栄え、長い歴史があります。特に、合併以前の旧中主町においては、緑豊かな田園都市をまちのスローガンに掲げながら、行政が行われた経過があります。

さて、戦後の農地解放の改革が行われてから半世紀が過ぎ、この間昭和30年代においては農地の基盤整備事業、いわゆる土地改良事業も市内においては既に完成を見るに至っております。

さて、平成19年度からは国の農業政策の大きな転換により、国が示す一定条件を満たさないと、昨年まで農家に支払われていた助成金等の交付が受けられないと聞いております。担い手、いわゆる4ヘクタール以上の作付を行う認定農業者、または20ヘクタール以上の特定農業団体、及びこれと同様の条件を満たす組織であることが求められております。平成19年度産から対象となり、この秋に播種される麦作等が対象となります。

経営所得の安定を図る目的で出された農政改革とはいいますが、認定農業者の方々にお聞きしたところ、実際には最低でも10ヘクタール以上、いわゆる10町以上の規模でないと経営が成り立たないと話しておられます。農業施策が大きく変化する中、市の農業に対する指導や実態はどのようになっているのか。また市の農政に関する施策、構想、ビジョン等と現実の違いが出てきているのではないかと、まずお尋ねしたいと思います。

また、4ヘクタール以下の農家であっても、今団塊の世代が退職される時期でもあり、兼業農家を含むすべての販売農家に、生産出荷量に応じた補助金の直接支払い制度を導入し、所得が平等に保障されるべきと考えます。政府の施策を補完する観点から、国が支払う助成金に準じた市独自の農家に対する助成制度の検討に入っておられるか、この点についてお伺いいたします。

次に、子どもが健全に育ち、成長する過程において、教育の果たす役割は大変重要であるとの観点から、本市の公立幼稚園、学校における図書の実態について質問します。

よく、現代っ子は活字離れをしてなかなか読書の習慣が養われていないと聞いておりますが、子どもたちの周囲には好むと好まざるとに関わらず、また必要でないいろんなメディアを通しての情報も多く飛び交っています。子どもが心身共に健全に育つためには、学校図書の活用は不可欠だと思います。図書整備を図る際の目標とされる文部科学省の示す学校図書館図書標準に対し、その達成割合は本市においてどのようになっているか、お伺いいたします。

また、図書を有効に活用させ、管理する教職員として、司書教諭が置かれております。しかし、残念ながら他の授業等を兼ねておられ、いわゆる国の定数措置には至っておりません。もっと、図書館、図書室機能を高めるために、学校教育機関に専任の司書教職員を配置すべきと考えますが、そのお考えはないでしょうか。

3点目、次に中央児童公園の施設管理についてのお尋ねです。

市内には公が設置している公園、遊園地が113カ所あります。また、これ以外にも農村公園や県が直轄で行われている公園もございます。これらの施設管理については、公の

公園については地元自治会などで100カ所、管理委託が5カ所、市が直轄で管理している箇所が8カ所となっております。

今回、直営で管理している中央児童公園の管理状況について伺います。この施設は旧中主町が約30年前に市街化整備事業を行った中で設置されました。現在、市民の身近な公園として、また保育園、幼稚園、小学校などの園外保育、校外学習の場として広く親しまれております。ただ、残念なことには、中央の時計、噴水、池の水管理設備が故障したまま、長年放置されております。また、藤棚や砂場、遊具の手入れも十分とは感じられません。私は以前に一般質問で遊具等の安全性について質問させていただきましたが、点検そのものも民間業者に委託し、手入れすれば長持ちする設備もほとんどされておられません。中央児童公園に関するお尋ねと、市内公園全体の管理状況についての答弁を求めます。

以上、質問とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） ただいまの西本議員の農業経営の安定策についてのご質問にお答えいたします。

西本議員ご指摘のように、麦、大豆につきましては、18年産までは生産者すべてに交付されていた麦経営安定資金や大豆交付金が、平成19年産からは担い手要件を満たしていないと国の支援が受けられない制度へと移行されます。

当市としましては、こうしたことから、昨年からは集落での農談会の開催をお願いしております。また、担い手要件を満たす組織づくりの努力をまいりました。その結果、将来集落農業を担う組織といたしまして、8集落では特定農業団体、19集落で特定農業団体の要件を満たす集落営農組織、12集落で認定農業者や特定農業団体等への委託といったような形でやっていこうということで、今話し合いを続けていらっしゃいます。

市としましては、このように各地域、地域の話し合いなり取り組みを応援してまいりたいですし、また国の制度についての説明会を引き続き開催することで、各地域でどのように農業をしていくのかということを考えていただきたいというふうに考えてございます。

それから、市のビジョン等との違いということでしたが、どこが担っていくのかということにつきましては、市としては認定農業者でないといけないとか、そういったことは特段、各集落をお願いしているわけではございませんで、あくまで各集落の話し合いでどういう方々が地域の農業を担っていくのかということをお決めいただいているということでございますので、認定農業者が担っているところもございまして、先ほど申しま

したように、例えば認定農業者が担っているところもございますし、認定農業者が特定農業団体の組織の一員にもなっていて、その特定農業団体が担うというようなところもございます。

それから、市の独自の支援ということのご質問がございました。私どもとしては、今農業の施策として向いている方向というのはやはり農業の足腰を強くしないといけないということから、まずは担い手に施策を集中しようということをやっております。それから、同時に農地や水といったような地域の資源を保全するという取り組みや、これは担い手だけではなくて地域として取り組まないといけないということで、地域が資源を保全するいろんな地域の活動等を応援していこうという方向にございます。ですから、今議員のお話の中では、所得を平等に保障する助成というような言われ方をしたかと思いますが、そういった形の助成は今のところ考えてございません。

以上で、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 西本議員の学校図書館の充実についてのご質問にお答えをいたします。

昨今の社会情勢で、とりわけさまざまな情報が子どもたちの周りに満ちあふれている中で、子どもたちを健全に育てていくためには、ご指摘のように読書は大変大事でございます。

さて、ご質問の学校図書館図書標準に対する達成割合ですが、平成17年度については、国の調査が始まったばかりでありまして、データは出ておりませんので、平成16年度の学校図書館図書標準の達成状況のデータからお答えをいたしますと、野洲市におきましては、標準を達成している学校数は、小学校で50%、ちなみに滋賀県の小学校は27.6%、全国で見ますと、小学校は37.8%、もう一度申し上げますと、野洲市は50.0%半分達成しているということです。

それから、今度は中学校でございますが、野洲市は33.3%の達成状況、それが滋賀県では17.5%、全国では32.4%でございます。このデータから見る限りでは、野洲市は県、全国よりも上回っていると言えます。

幼稚園につきましては、このような調査はありませんが、現在各幼稚園とも絵本、紙芝居を合わせまして、1,000冊を超える図書類を蔵書しておりまして、ある程度の充実はしているのではないかと考えております。

平成17年度につきましては、図書購入費といたしましては、幼稚園で41万5,866円、小学校で191万6,247円、中学校で127万6,237円が執行されております。今後、さらに継続的に購入いたしまして、充実を図っていきたいと考えております。

次に、図書を有効に活用する指導者としての司書教諭についてのご質問ですが、司書教諭は学校図書館法に基づきまして、当該学校の教諭で司書教諭の講習を受けまして、その者が担当しております。現在、市内小中学校の全部の学校に配置をいたしております。

このような中で、専任の司書教職員を配置をというようなことは大変難しいのですが、本市におきましては、全小学校あるいは全中学校に図書館ボランティアの方々がおられまして、主に本の整理や読み聞かせなど活躍をしてくださっております。この方々の研修の機会に、司書教諭の研修内容を盛り込んでいきまして、取り組みの充実を図っていきたいと考えております。

子どもが読書に親しめるよう、野洲図書館との連携をさらに強化いたしまして、学校図書館の活用の充実を図るよう、幼稚園や小学校、中学校に指導をしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） それでは、3点目の中央児童公園などの施設管理についてのご質問にお答えいたします。

まず、市内の公園全体の管理状況でございますが、野洲市内にある公園のうち、都市公園や地域ふれあい公園で8カ所は市が直接維持管理をしております。また、日常の清掃など管理を各自治会や団体等をお願いしている公園が105カ所あります。ただし、公園に設けられました遊具や施設の維持管理につきましては、市が直接管理を行っているところでございます。

このことから、これらの遊具や施設につきましては、利用による事故等を未然に防ぐために、安全点検を年に一度専門業者に委託を行い、その結果を踏まえて危険度の高い遊具や施設から修繕を行っているところでございます。

ご指摘の中央児童公園でございます。この公園は分庁舎の裏にございます公園でございます。この施設の管理についてであります。施設内の樹木等の維持管理はシルバー人材センターへ委託し、剪定作業や草刈り作業を行っております。また、点検の結果を踏まえて、遊具、施設につきましては、先ほども述べましたように危険度の高い遊具や施設

設から順次修繕を行っているところでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。
なお、池の清掃につきましては、早急に対応していきたく思ひます。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 西本俊吉君。

7番（西本俊吉君） 再質問します。

まず、第1点目の農業施策について、非常にプロパーな部長のお答えですので、私がそう声を大きくして言えるようなものではないかも知れません。しかし、いまだに土地改良で行った改良事業の経費負担を払っておられる農家もある中に、わずか30年、50年スパンの形で農業者の経営実態がこうも猫の目のように変わっていったいいものなのかどうかという、まずその辺に私は大きな疑問を感じております。昔は、いわゆる農地は大地主がおられて小作でやっておられた。解放によって、自分の土地を自分で耕し自分で生産し所得を上げるという施策になった。今、政府のとられようとしている方策は、自分の土地であっても、経営観点から自分でつukれない農業政策に変わっていったのです。私は、そういうところに本来の農業施策、諸外国においては非常に生産自給率の高いところ、100%、130%というような国があります。日本はいまだに40%前後をうろうろしているというのが実態です。もっと農業生産者に対して、全体的に勤労意欲のわく、先ほど申し上げた所得、価格、そういうものに対する保障もされるような農業政策が実現できていかないと、現在の農地が荒れ果て、作付されない、いわば放置されたような田畑が多分出てくるおそれもあると私は感じております。

今、お答えのありました国の農業政策、確かに大きな転換期と言いながら、政府の考えている問題、観点と、県、市それぞれが必ずしも一体感をもった指導体制が十分整っているようには感じられないです。そういうところから、一例を申し上げますと、アメリカの米は安いと言われます。これは、諸外国においては貿易をする段階において、WTOの関係から生産者に対して、例えば米60キロに対して8,000円の所得が上がるとするならば、さらにその所得と同じ額を上積みとして農業生産者を守っているという実態があります。日本は今日まで、どちらかといいますと、農政関係についてはハード事業がメインとなって、農業者の所得に直接響くような施策というものは余りとってこられなかったのではないかと感じます。

私は生産者ではありません。消費者の立場ですから、農産物が安ければ安いほど、それは消費者にとっては助かります。しかし、農業国日本としての今日までの施策を守り、次

代を担う子どもたちに農業に従事したいという意欲を与えようとするならば、当然何らか、先ほど申し上げましたように平等な形での、仮に百俵の農家であっても、千俵の農家であっても、大企業で1万俵出荷の会社であっても、その一に対しての補助は平等であるべきだと私は思います。これは私の意見ですので、的を射た質問にはならないかも知れませんが、この地に生まれ育った一人として、あの緑豊かな田園都市を、さらに市の基幹産業として守り育てていただきたいという思いの中から、ただ大手、大手に任せて、いわば農業の施策の中で、余り表現はよくないのですけども、今サラリーマン、給与所得者に勝ち組、負け組が言われております。農業においても、また勝ち組、負け組をつくるような施策は、何とか市でやれる範囲に限られても市としての施策を打ち出していただきたい。そのことを申し上げておきます。

次に、学校図書館についてです。

私もどのようになっているかと言いながら、自分でやれる範囲で一定調べてまいりました。ちなみに、先ほどの答弁と多分一致する部分があると思います。平成16年度の国が集計しております学校図書館図書の購入額等の実態、これは決算に基づくものです。ちなみに、その額を申し上げますと、全国のベースを見ましても、全国にはいろんな生活基盤がありますので一概に言えないと思います。だから、一番わかりやすい湖南4市を対象にしたデータを申し上げます。公立小学校の場合、これは残念ながら17年度私は比較対象の資料を持っておりませんので、16年度ですけども、湖南4市で一番たくさんの決算を打っているところで、1校当たり774万617円、それに対しまして、野洲市は157万7,953円、非常に格差が大きいです。ごめんなさい、今申し上げましたのは市内全域での額に格差があります。これは自治体の規模にもよりますけれども。次に1校当たりの図書購入費、大体平均規模だと思います、どこの学校においても。小学校の場合86万69円、これに対しまして野洲市の現状は26万2,992円、非常に何か一つの学校単位として考えた中でも低いなと思います。また、その同じ学校において、中学校もあわせて申し上げますけれども、予算規模は自治体の大きさに差がありますけれども、1校当たりの決算額が湖南4市の中で一番高いのは74万9,909円、本市の場合は34万7,289円です。

これらから見ますと、先ほど教育長から答弁がありましたように、小学校においては50%、中学校においては33%の、図書基準に対しての達成度があるとおっしゃっていただきました。さらに細かく分析しまして大変びっくりしたのんですけども、その50%以下の

ところで、小学校の場合50から75が2校、75から100のところは1校、もう少しというところだと思いますけれども、そのような実態です。また中学校、非常に驚いたのですけれども、達成率において50%未満が1校あります。わずか3つの中学校の中で、どこか、私はこのデータしか持っておりませんので、どの中学校という言い方はできませんけれども、50%未満の図書標準しか図られていないというところが1校出ております。それから、その次に50から75%、国の定める基準を達成している達成率は、そういう意味において非常に低いと思います。当然のことながら、ただ金額だけでなしに、冊数の問題もありますけれども、図書購入の中は古くなった図書を更新するという必要性も生じてまいります。そういうことを考えたときに、やはり子どもを大切に、子どもの教育をしっかりとというのであれば、せめてこれぐらいのものは常から達成していただくのが市のお立場ではないかという観点を持っています。

3点目、市のいろんな公園の中での、今回私は一つの例として中央児童公園を挙げさせていただきました。私も百何十カ所に及ぶ公園すべてを見ているわけではございませんが、遊具についての業者、そのいわば専門メーカーだと思うのですけれども、そういう人が年に1回、大丈夫かな、大丈夫だな、はい終わりですというような状態の点検程度では、なかなか埋もれた、補修の必要な部分やそういうものは見られないと思います。もっと、きつい言い方をしますけれども、自分たちが主体的にいろんな公園を見ていただく中で、例えば傷んだら撤去するのでなしに補完をしていく。中央児童公園にも幾つか更新ではなくて傷んだから取ってしまってそれで終わりというようなベンチ等もあります。そういうことから、できれば今は管理が専門の部局ではないというか、構成がそういうようになっておりますけれども、できれば現場対応も含めた職員配置等も検討されるべきではないかなというふうにも感じております。

皆様も記憶に新しいと思います。普通のブランコ、滑り台、トランポリンと違って、危険度は低いかもわかりませんが、一つ誤ったら、今年の夏プールであったような事故も想定できます。現に相当古い話で恐縮なのですが、私のまち中主町では、幼稚園児が親心というのですか、子どものためにと思った遊具、そこに手を加えることによって、そのジャングルジムが転倒し、子どもが亡くなるというような事故も起こっております。これはよそごとじゃない、現にあった話なのです。

そういうことを考えたときに、やはり年に1回業者委託でやっていますというのではなく、もっと月に1回でも見ながら、例えばさびが出ていたらペンキを塗ればその器具は

長持ちするのです。そういう対応のできる市の、市民にとって心のこもった行政というのか、そういうものを今後展開していただきたい。

そういうことを申し上げて、再質問はこの程度にとどめ、ご答弁を求めます。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） ただいま西本議員からご意見をいただきました。

非常に熱のこもったお話をいただきまして、中にいろいろたくさんのことを言われておるのですが、まず例えば自給率、40%前後であると。食糧供給としてどうなのかということ、ゆゆしき問題ではないかと。また、生まれ育った緑あふれる美田を守っていきたいというような気持ち、そういったことというのは私どももそのとおりだと思っております。また、農家の方の意欲というのは非常に重要で、農業従事者の方に意欲を与えるという施策がそのために重要なのだということも、まさにごもっともと思っております。

ただ、具体的な施策をどうするかといった点におきましては、どういった規模の農業従事者であろうとも平等にあるべき、また農業者の勤労意欲を維持するために価格、所得というものを保障されるようにというようなお話がございました。

これにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、まず価格の保障でございますが、これにつきましては政府なり行政なりが価格をコントロールするということの矛盾が何十年か出てきたということから、今のようにだんだんと価格のコントロールを行政としてはしない方向にあるということで、これはご理解いただけるのではないかと申し上げます。所得でございますけれども、所得の保障についての考え方についてちょっとご説明させていただきたいと思っております。議員の方からは100俵とろうが1万俵とろうが平等な保障であるべきということでございました。私どもとしましては、この所得の保障というのは、ぜひしていきたいと思っております。まず保障が必要だと思っておりますのは、当然幾ら頑張っても農業というのは土地の要件に左右されますから、そういった条件の不利というものを背負ってやるということでございますので、その辺は行政が一定の保障をしないとイケないだろうと思っておりますし、また先ほど申し上げましたように価格の安定ということに関しましては、行政の関与を大分薄くしていくということがございますから、そういった価格の変動に対しまして、すべて変動のリスクを農家が背負えというのではなくて、その価格の変動に伴う収入の減少とか、そういった面についてはかなり行政としても所得の保障というか、支援をしていかなければいけないと考えているところでございます。

しかしながら、規模によらずに平等であるべきという点につきましては、例えば農業以外の収入が500万あって農業収入が例えば50万のような方もいらっしゃいますが、1億以上の年商を上げて社員も養って地域の農業を本当に背負っているという方もいらっしゃいます。こういった方々を同様に扱うのかといった面につきましては、私ども施策の担当といたしましては貴重な財源、法律、条例等によって付与された権限といったものをどう使うかという問題になるのですが、施策の効果といった場合に、やはり地域を背負って立っていただいている、まさにこの地域の農業の屋台骨であるような人たちをより効果的に支援していきたいというのが私どもの考え方でございます。ですから、例えば先ほど申しましたが、農業収入が数十万ぐらいの方に数万円ずつばらまいていくというようなことが本当に効果的なのかということを考えましたときに、やはり担い手である方々に支援をまとめて集中していきたいと。そのことによってその地域の農業の振興を図っていきたいですし、また、それこそ生まれ育った緑あふれる水田ということを守っていくことにまさにつながるのではないかなというふうに考えておるところでございますので、施策を効果的に実行していくという観点から、今のような施策の考え方をしておりますことをぜひご理解いただきたいと思います。

以上をもって回答とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 教育部次長。

教育部次長（馬場 豊君） 先ほどの西本議員のご質問にありましたように、本市におきまして、達成状況におきましては先ほどお答えさせていただいた達成度、完成度、そのことについてはデータのとおりでございます。

おっしゃられましたように、この標準達成度というのは、学級数によって、言いかえましてら学校によって全部冊数が変わってきます。それはご承知いただいているところだと思うのですが、そのことを踏まえまして計算をいたしていきますと、確かにおっしゃったように学校間の格差があるということも事実でございます。そのことを踏まえながら、今後予算配分については努力していきたいと思いますが、ただ、本というのは毎年新しいものが出てくるものでございます。そのことについても充足していかなければならないと思います。そのことを踏まえた上、で今後これらの学校の状態に合わせながら、配分していきたいと思っておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） 西本議員の再度のご質問で、特に公園の遊具等の管理の

件でのご質問だと思いますが、専門職員の配置については考えておりません。先ほども答弁いたしましたように、公園も百幾つの公園がございます。その管理につきましては、管理をしていただいております自治会等の連携を密にいたしまして、できるだけ早く情報がキャッチできるように安全な公園管理に努めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

ご回答といたします。

議長（荒川泰宏君） 西本俊吉君。

7番（西本俊吉君） 再々質問させていただきます。

農業政策については、ある意味では私も持ち合わせのデータが、非常に甘い分があるかもわかりませんが、とりあえず秋田のような本当に農業一本じゃなくて、この地域というのは特に兼業農家が多い観点から、やはり兼業農家に対する手だてを何とかという思いからの発言、質問だと理解していただきたいと思っております。

さらに1点お尋ねしたいのですけれども、減反対策と行政指導、この背後にこのような原因があるわけですが、日本は原則的にはすべてにおいて自由な国であると思っております。そういう意味におきますと、国の縛りをつける中でつくれる美田に転作を、強制と言うと何ですけれども、これも約30%ぐらいの減反目標があると聞いております。私もそういう会議等に出ておりませんが、まずつくる自由はないし、公平な平等な状態で売る自由も束縛されると。果たしてこれは農業を生かす施策なのかと、本当に私は疑問に感じます。そういう意味で、一つの自治体でやれる範囲は非常に狭いものもあるかと思っておりますけれども、やはりいろんな、工業会や商工会、いろんな団体にも振興資金等も出されております。農家にも一定やはりそういう意味での振興対策金がもらえていてもいいのではないかなと思っております。

また1点、いわゆる4ヘクタール以下の農家が裏作、転作を行う場合に、認定農業者、集団営農等で対応するということが求められているのですけれども、お米の生産、例えば今年度秋に認定農業者等に転作をやっていただいたと。次のシーズンの春の米は同じ平成9年産米です。自分のところでつくってというような形をとれるのか。いわば経営の委託に関して、私は知識が足りないかもわかりませんが、いわゆる認定農業者、それから団体等に委託されるのは単年度契約で、例えば裏作に限ってとかそういうのは可能なのかどうかということもあわせてご答弁いただきたいと思っております。

それから、学校図書の問題であります。正直に私のデータと一致した答えもいただいて

おります。これは今言ってしまうと、今後の市の予算を盛る段階からきちっと、やはり子どもたちにとって潤いのある教育環境を構築する一環として、ぜひとも取り組んでいただきたいなと思います。

さらに、公園管理についてですけれども、先ほどシルバーとかいろんな自治会に管理委託をしていると、またはわずかの報償を払いながらお願いしているというようなところで、すけれども、私は市がやるべき部分とそれを受けた地域の皆さんの守備範囲というものをもう少し明確に出すべきではないかと思います。私は自分たちの公園やいろんなところ、奉仕というのですか、自治会の活動で参加しております。しかしながら、花の手入れ、もちろんその花代は含まれていると思うのですけれども、いわゆるシルバーでできない高いところの作業、または遊具等の補修をするためのペンキ代や油、さびを防止するためのそういうもの、また大きい意味での故障に近いものがあるとき、発見できるときにいつまでも放置していいというものではないのですね。私は最初の質問で言いました。私の指摘している場所の機器等については、ついこの間来られたのではないのです。申しわけないのですけれども、合併前から同様の状態にあった箇所なのです。

そういうところで、それを引き継がれた野洲市において何とか、いつまでも点検以外にもっと具体的に全体の公園も含めて通常管理等を徹底してやられるべきだと、これは質問ですから意見は言えないというのが原則かもわかりませんが、やはり市民の声として正確に受けとめ、今後の行政に反映していただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ご答弁をお願いします。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午前 11 時 37 分 休憩）

（午前 11 時 37 分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西本議員。

7番（西本俊吉君） 質問の場でちょっと私、パニック状態があったのか、平成9年度産米との発言をしましたが、正確には平成19年度産米ということで、訂正させていただきます。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） お答えさせていただきます。

まず、減反を例につくる自由がない、平等な売る自由がないというふうなご意見をいた

だきました。これにつきましては行政といたしましては、かなり、従前から比べますと大分自由にしていってまいったかなと思っております。例えば、米を売ることに付きましても、従前やみ米というか、やみというような言い方をしてございましたけれども、産直をはじめとして流通経路としてもかなり自由になっているかと思えます。例えば、住民1人当たりの小売金額でいきますと、従来農政上かなり問題を生じておりました秋田県の大潟村というところがございますが、そこが1人当たり販売額、産直等もやっていたらっしゃるのですが、日本全国のベスト3にたしか入っています。ちなみに残り2つというのは、イオンが進出してきております青森県の柏村、もう一カ所、やはり青森県の市町村だったかと思いますが、そこに食い込むぐらいの活力を得ているところもあるということでご紹介させていただきます。

それから、19年産の麦の話がございました。これにつきましては、やはりまず担い手になっていただくということが必要でございます。ですので、ただその受け付ける期間は若干変えてございまして、秋まきの麦を作付ける農家の方は18年9月から11月30日に申請をしていただくということになってございます。それ以外の農家は19年度になってから、19年4月から19年6月ということで申請をいただくということになっておりますので、その点お気を付けいただければと思っております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） 西本議員の再度のご質問でございます。

公園内の遊具や施設につきましては、もちろん市の経費で維持管理を行っておりますので、その点ご理解いただきたいと思えます。先ほども答弁いたしましたように、今度につきましても公園のより一層の安全な管理に努めていきたいと思えますので、よろしく願います。

以上、答弁いたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第4号、第14番、中田幸子君。

14番（中田幸子君） 第14番、中田幸子でございます。私は、本定例会におきましては、2件の一般質問をさせていただきたいと思えます。

まず、第1件目、野洲市総合発展計画についてお伺いいたします。

平成16年10月1日に合併して、人権と環境を土台に生きる意味が実感できる社会づくりを基本理念として誕生した野洲市も、はや2年が経過しようとしておりますが、多く

の住民には合併し、新市となった実感が薄く、どのようにまちが変わっていくのかも見えてこないとの声も聞かされます。新市になって目指すべき将来像として、「豊かな自然と歴史に彩られ人が奏でるほほえみ・ときめきのまち」を提唱され、具現化に向かってこのまちを育てる主役は市民であり、市民一人ひとりが輝く生き方を目指す協働によるまちづくりとして進めてこられました。

新市になって、地方自治法の規定により策定される第1次野洲市総合計画は、新市まちづくり計画の内容と市民の皆さんの課題認識や意向を基本として、これからの野洲市に必要な政策、施策を明確にするものということですが、この計画の中においては、新世紀を展望したまちづくりをどのように進めていかれるのか。山崎市長が述べておられますオンリーワンのまち野洲、そして他市町村の人々がこのまちに住んでみたいと思われる魅力あるまちづくりを誰しもが望んでいることだと思っております。

このようなことから、総合計画にどのように反映され、検討されていかれるのかお伺いいたします。そして、現在検討されておられます総合計画の具体的な内容、特色は何か、進捗状況をお伺いいたします。

2件目、男女共同参画社会についてお伺いします。

我が国は20世紀において、世界では例を見ないスピードで経済の発展を遂げ、国際化、情報化が急速に進み、少子高齢社会、また女性の社会進出等、社会情勢の大きな変革期となり、このような社会の変化に対応するために、女性の能力と感性に対する期待が高まり、男女が対等なパートナーとして考え、決定していく男女共同参画の視点が求められるようになり、平成7年に策定した「男女共同参画プランやす」に基づき、施策を推進してこられました。

しかし、家庭や社会の中には固定的な性別や役割分担意識に基づく慣習や制度が根強く残り、女性の主体的な生き方を阻んでいる現状が依然として見受けられます。そして、平成13年に「第2次男女共同参画プランやす - 女と男のみらい21」が策定され、5年が経過いたしました。旧野洲町で平成7年に「男女共同参画プランやす」が策定されてから10年が経過いたしました。新市においては、旧野洲町の行動計画をベースに新たな行動計画を平成17年度に計画されたところですが、旧の行動計画と新の行動計画にはどのような特色の違いがあったのか伺います。

また、今後見直しの計画の予定はあるのかお尋ねいたしたいと思っております。

以上、2件について質問いたしますが、よろしくお伺いいたします。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 中田議員のご質問の1点目、野洲市総合計画についてお答えをさせていただきます。

平成16年10月1日の合併以来、野洲市におきましては、新市まちづくり計画に基づき、人権と環境を普遍的価値と位置付け、協働によるまちづくりを進めてまいりました。今後のまちづくりを行うにあたりまして、今までの方向性を違えることなく、より明確な形で展開していきたいと考えております。

市民の皆さんからは、野洲市は山、川、湖など、自然が豊かで歴史、文化に恵まれたまちであり、これからも住み続けたいまちであるとの評価をいただいております。今後も自然環境の保全に留意しつつ、健康で安心した暮らしが保障されるまちづくりを目指していきたいと考えております。

これからの野洲市の中長期的なまちづくりについては、ご質問の第1次野洲市総合計画においてその方向性を示していくものでありますが、この計画につきましては、野洲市総合計画審議会において現在ご議論をいただいているところでございます。内容につきましては、新市まちづくり計画を基本としながら、各施策の検証を行い、6つの基本目標と36の施策体系を構築したところでございます。今回の計画では、目標年度の平成32年度の人口を5万9,000人、そのうち65歳以上の割合は22.5%、世帯数を2万5,000世帯、1世帯当たりの人数は平均2.36人と想定をいたしております。主な特色は、各施策に数値目標を定めることにより、各施策に明確な目標を与えていること、施策ごとに人権、環境の視点と協働の手法を明記することにより野洲市の政策理念を各施策において浸透させること、計画の進捗管理にPDCAの考え方を導入し、行政評価の手法をもって行うことなどとなっております。

現在、審議会は部会に分かれていただいて、基本計画について施策別に議論をいただいているところでございます。今後はアンケート結果や7学区で実施いたしました地域別懇談会の結果を計画に反映させ、10月末には審議会からの答申をいただく予定でございます。その後、議会に説明をさせていただき、来年1月にはパブリックコメントを実施いたしまして、3月議会に上程させていただく予定でございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 助役。

助役（川尻良治君） 中田議員ご質問の第2点目、男女共同参画社会についてお答えを

いたします。

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、合併以前から旧中主町、あるいは旧野洲町それぞれのまちで進めてまいりました。しかし、昨年実施しました市民意識調査の結果からもうかがえるように、社会のさまざまな分野では、性別による固定的な役割分担意識や差別を背景に男女の多様な生き方が狭められたり、自らの個性と能力が十分に発揮することができないなど、まだまだ多くの課題が残っております。このことは、中田議員ご指摘のとおりでございます。

こうしたことから、さまざまな社会の変化に対応し、男女が対等な一員として互いに協力し合い、社会のあらゆる分野に平等に参画し、責任も豊かさも共に分かち合える男女共同参画社会の実現を目指し、平成16年合併と同時に、野洲市男女共同参画推進条例を制定いたしました。この条例の目的を具現化するため、野洲市男女共同参画審議会の答申を受けまして、旧野洲町の第2次男女共同参画行動計画及び旧中主町の男女共同参画社会づくり総合推進計画の内容を、社会情勢の変化や施策の進捗状況から見直し、野洲市男女共同参画行動計画を策定しました。

この計画は、旧野洲町の行動計画と大きな違いはありませんが、新たに加えた施策として、基本目標2の男女共同参画を進める意識づくりでは、学校園における男女平等教育で、男女共同参画の視点に立った職業教育を、基本目標3の誰もが安心して働き暮らせるまちづくりでは、一人ひとりの自立のためのまちづくりで、男女共同参画の視点に立ったまちづくり並びに防災、災害復興、避難対策の推進を、基本目標4の推進体制の整備充実では、計画推進体制の整備で、男女共同参画宣言都市への取り組み、及びオンブツト制度の導入を加えております。

新行動計画の期間としましては、平成18年を初年度とし、平成22年を目標年度にする5カ年計画としております。なお、その推進状況と今後の社会経済情勢や国、県の動向、市民のニーズの変化等に対応した適切な施策を展開するため、必要に応じ見直しをしていきたいと考えております。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午前11時52分 休憩）

（午後1時00分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中田幸子君。

14番（中田幸子君） 再質問させていただきます。

再質問につきましては、この前野洲市総合計画審議会から平成18年5月に出されました第1次野洲市総合計画基本構想の中間案の中からと、野洲市男女共同参画行動計画、男女共同プランや、この資料の中から再質問をさせていただきたいと思います。

まず、総合計画についてでございますが、先ほど申しましたように、本年5月に第1次野洲市総合計画の基本構想の中間案が出されました。その中で確認をしておきたいのですが、まちづくりの取り組みにおいては、協働のマネジメントシステムとして、市民活動促進計画を策定されておられます。どのように進めていかれるのか伺いたいと思います。

次に、課題においての項目では、福祉面において従来の行政主導の取り組みでは、健康づくり活動の広がりに限界があることから、新たな取り組みの広がりが求められているとのことです。新たな取り組みのお考えについてお尋ねいたします。

3点目については、商業振興についての項目のところでございますが、野洲市に年間約180万人の来訪者があります。観光資源も豊富にありながら、多くの人の流れや地域資源を十分に生かしきれていない状況との判断でございます。これをどのように改善しようと計画されているのか伺いたい。

4点目、快適なまちの目標の欄では、豊かな自然と調和した快適性の高い庭園的な都市空間の形成を進めるということですが、この庭園的な都市空間とはどのような内容かお尋ねいたします。この件に関しては以上4件でございます。

次に、男女共同参画社会については、1点目は行動計画の中には大きな違いはないというご答弁でございましたけれども、主に新たな形としては学校教育の中で職業教育を取り入れられるということですが、これは中学校の教育の中でございますよね、小学校ではなく。それから、この内容についてはもちろん男女共同参画の視点にのっとってということとは理解させていただいておきます。そしてまた、オンブツ制度の導入や男女共同参画宣言都市の取り組みもこの計画の中のプランやすの中にも示されておられますが、このオンブツ制度はどのように取り組んでいかれるのか。また宣言都市へ向けての年次計画はどうか伺いたいと思います。

2点目に、男女共同参画推進条例に示されています中には、第11条に市長は毎年男女共同参画計画に基づいた施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表しなければならないとされていますが、17年度の報告はどのようにされるのか。また、どのような方法で公表されるのかをお伺いいたします。

3点目、女性たちが能力を発揮できる機会や人材の発掘が必要です。その対策や方法はどのように考えておられるのか伺います。

4点目、固定的な性別役割分担意識は、しつけや教育を通して子どもたちに継承されていきますので、大きな影響が考えられます。そこで、保護者や教職員等、特に意識改革が必要ですが、その取り組みはどのように実施されていかれるのか伺いたしたいと思います。

5点目、行動計画実施を進める人と組織としてはという項目の中に、仮称ですが、男女共同参画アクションプラン協働委員会の設置が計画されています。その内容と取り組みについてお伺いいたしたいと思います。この件に関しては5点の再質問です。

以上、よろしく願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 助役。

助役（川尻良治君） 中田議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

5点にわたっております。ちょっと順序不同になるかも知れませんが、ご理解賜りたいと思っています。それから、先ほどもちょっと申し上げましたように、この行動計画そのもの、平成18年度が初年度ということで、これから5カ年ということでございまして、今後の取り組みが多いということもあわせてご理解賜りたいと、こういうふうに思います。

まず、第1点目、これは確認だったと思いますが、職業教育、いわゆるキャリア教育ということで、書かれておる内容を見ますと職業体験、職場訪問、あるいは社会人講師の活用と、こういうようなことが書かれております。現に中学校等で市内企業で体験学習を実施されると、こういうふうに承知をいたしているところでございます。

それから、オンブツ制度でございますが、このオンブツ制度、ちょっと聞き慣れない言葉でございますが、説明書きの中では、男女共同参画の擁護者及び観察者ということで、第三者機関のということでオンブツ制度を考えておるところでございまして、これについては今後調査研究を進めていきたいと、こういうふうに思っております。実はたまたま、きのうこのオンブツ制度をご提案いただいたというか、審議会の中で特に強くご提案いただいた方とお話しをする機会がありまして、その件もちょっとお話ししたのですが、オンブツ制度の早急な導入というよりは、将来つくっていくのだろうと。最後の5点目にご質問がありましたアクションプラン協働委員会、まずはそれからでしょうねというお話を賜っておりますので、私どもとしてもこのオンブツ制度につきましては今後調査研究を進めていきたいと、かように思っております次第でございます。

それから、3点目が宣言都市ですね。新しい市になりましても人権、あるいは平和都市

宣言等をさせていただいたところでございますが、手法的には男女共同参画審議会等において、宣言文の起草等をお願いしたいというふうに思っておりますが、まだ具体的に審議会のメンバーも、交代ということもございまして、まだ諮れておりませんので、年次計画までは今の段階ではちょっとご容赦賜りたいと、かように思います。

それから、4点目が施策の実施状況の報告ということでございますが、これにつきましては、行動計画に基づきました事業実績報告を作成しまして、男女共同参画審議会に諮りたいと。その上でこの事業実績報告を実施状況報告といたしまして、平成17年度の分につきましては、今のところ9月の下旬から10月を目途に、方法としては市のホームページに公表し、啓発に努めたいというふうに考えておるところでございます。

次に、女性たちが能力を発揮できる機会、あるいは人材の発掘ということでございますが、いろんな方法があるかと思いますが、例えば男女共同参画推進団体育成等補助金というのがございますので、こういったものも活用いただきながら、それぞれリーダーの養成にお努めいただきたいと、かように思っております。また、講座等の機会についても、できるだけ開催に努めるよう検討してまいりたいと思っております。

それから、関連いたしまして、これまでからも毎年男女共同参画フォーラム、あるいはミニセミナー等も開いておりますので、そういった意味でご理解を深め、あるいはリーダーの発掘、養成等にもつないでいきたいと、かように思っております。

それから、学校の絡みで、保護者あるいは教職員等のご質問がございましたが、余り私も現場の状況が、詳細はわかりませんが、基本的には先生方の教育研修等の中でこういった男女共同参画については理解も深めていただきたいということを期待しておりますので、そういった意味で教育委員会あるいは学校等々、ご相談申し上げていきたいと思っております。

それから、先ほどもちょっとお話に出ましたが、男女共同参画アクションプラン共同委員会でございますが、これにつきましては、さっきちょっと申し上げましたが、審議会の委員の方で積極的にこういったものを立ち上げ進めたいということで、どちらかという、役所主導というよりは審議会委員さん、市民の方主体で動かしていこうという意欲がございますので、その動きを見守りたいというふうに思っておりますが、具体的には審議会委員の有志の方で、現在準備委員会の組織化に向けましてご協議をいただいていると、かように承っております。

以上で、再質問のご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 中田議員の野洲市総合計画につきまして、4点のお尋ねがあったうちの第1点目の、協働への取り組みについてのご質問にお答えさせていただきます。

総合計画の中間案ということで、協働への取り組みということで、市では人権、環境の理念の具体化、具現化に向けて、協働を手法としたまちづくりに取り組んできました。この結果、公的サービスの担い手として活動している市民活動団体などの数は、福祉、子育て各分野で300以上に上り、県下でも最高のレベルにあります。これらの活動をさらに支援するため、協働のマネジメントシステムとして、市民活動促進計画を作成する等、協働のまちづくりを体系的に進めていますということで、ご質問は市民活動促進計画のマネジメントシステムということについてのお尋ねだと思いますので、お答えさせていただきます。

市民活動促進計画では、課題解決に向けたアクションプログラムということで方法論を提起させていただいております。第1点目には、気付きの場の充実ということで、市民活動データベースの活用、市民活動広報紙の発行、そして市民活動ホームページの設置、また市民活動団体発表機会の設定、市民活動の活動相談窓口の設置、参加されていない市民の方々に市民活動に参加するきっかけをつくっていただくということで、市民活動インターンシップの制度、将来の市民活動家の育成ということで、子どもを中心としたグループを育成していくということを挙げさせていただいております。また、活動の機会と場づくりということで、公共施設、コミュニティセンター等の連携、インターネットによる施設予約と利用状況の公開、そして仮称でございますが、市民活動サポートセンターを設置し運営していく。また、市民活動団体への補助金助成に関する、現在持っております助成金制度等々を見直して、補助金についての制度をはじめとした補助金のあり方について検討する。そして、民間助成金などの活用支援情報の提供、そして活動を継続する継続拡大する輪づくりといたしまして、先ほど申しました市民活動団体への発表の機会、また活動の相談窓口の設置、ボランティアセンターの情報提供と連携、本市において取り組まれています地域通貨すまいるによる市民活動の交流、地域資源を生かした活動の促進ということで、既に計画を今年の3月に作成させていただきまして、こういうアクションプログラムに基づいて今後市民協働の取り組みを進めていくという考え方に立っております。

そして、このルールづくりというのは、基本的なルールということで、今現在まちづくり基本条例の中でその仕組みを検討しているという段階でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 中田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、残りの健康づくり施策、商業振興、庭園的都市計画ということでございますが、健康づくり施策につきましては、現在の状況ではまだまだ十分ではないということで、今後地域住民と共に取り組んでいく方策を考える。それから、商業振興につきましては、地域資源を十分生かした取り組みを考えたい。これは先ほども申し上げましたように、山、川、湖と十分な資源がございますので、これらを生かした取り組みが必要ではないかというふうに考えております。それから、庭園的都市計画につきましては、現在それぞれのおうち等で生け垣や庭木等、庭の緑を庭園としてとらえる都市計画というか、まちづくりをしていきたいということでございますが、いずれにいたしましても、具体的には現在審議会の部会等で検討中でございます。10月末には答申をいただく予定になってございますので、その中で詳しい、もう少し具体的なお話ができるようになるかと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 中田幸子君。

14番（中田幸子君） 総合計画の方を先に質問させていただいておりますので、順番どおりいきます。

総合計画の中においては、先ほどの回答の中に協働マネジメントシステムというのを課題解決に向けたアクションプログラム、その中から市民活動インターンシップや子どもを中心にした市民育成をされる。そして、市民サポートセンターの設置とっていただいて、また補助金の検討、こういう内容で先ほどお答えいただきましたけど、市民サポートセンターの設置等は現在どのようになっているか。補助金の検討も19年度から考えられるのか、その辺をもう一度お聞きしたいと思います。

それから、福祉面においては地域づくりと共に進めるということですが、余りにも漠然としたお答えで、もう少し新たな考え方をと思ったのですが、少し答えが不十分でございました。

それと、庭園的都市空間をまちの緑を庭園として考えるとされるのでしたら、この野洲市には緑は少ないのではないかなと思っておりますので、本当に野洲市全体を庭園と考えるので

したら、本当に長い期間かかって緑を多くしていかなければならないのではないかなと感じさせていただきましたので、ぜひこれも早く、ここに座っておられる皆さんが生きるうちになんかえていただきたいと思います。

次に、男女共同参画社会についてでございますけれども、このお答えについては、体験学習の中で取り入れていくということで、先ほど中学校なんかは実際に企業の方に行かれて、そういう中からという意味でございますね。それはわかりました。

それから、オンブツ制度は、先ほどの男女共同参画アクションプランの共同委員会の中で一緒にという考え方でよろしかったですか。

それから、宣言都市に対してはまだ設置がこれからだということなので、年次的にまだ計画は出されていないということなので、早急に出していただけたらと思います。

次に、17年度の推進条例に示されている市長の報告については、9月末から10月に報告して、市のホームページでということなので、理解させていただきました。

それから、国際的な性別、役割分担の意識が親のしつけや教育者から継承されると大きな影響があるので、それに対する意識改革は必要だけれども、どのようにされるのかというのはお答えがなかったのですが、それをちょっと回答願えたらと思います。

それで、もう一度総合計画の方についてですけれども、過去に、ちょっと関連性があるので質問させていただきたいのですけれども、過去にある議員さんから質問された内容なのですが、市の木と花と鳥は定められないのかということについて、いまだにまだ決めておられませんが、2年経過しようとする新市のまちを紹介するのにするものがないという感じがいたします。これは合併協議会の慣行の取り扱いの中で占められている市の木、花、鳥、歌については、合併後検討機関を設け新たに定めるものとする示されていますけれども、今計画されている総合計画に連動して定められないのか。といいますのは、市民の意識がまだ薄いと。合併した、野洲市になったというのが。それを先ほど申し上げましたので、市民の意識を高めるためにも早急に定めていただきたいと思います。もし定めていただけたらなればいつごろ定められるのか、ご回答願いたい。

そして、総合計画が策定されて、その後の管理手段はどうされるのか。具体的にご回答いただきたい。

施策の成果の貢献度を測定するシステムの構築を示されていますけれども、このお考えについてはどのように考えているのか。

今の3点を再質問いたします。まちの緑を庭園としてというのも早急にもというのはどの

ように考えているかもお答えいただきたいと思います。

それから、男女の方の質問を追加させていただきたいのですが、男女共同参画施策の苦情処理要綱というのがございます。この中で今まで何件か苦情の申し出があったのか。またその第7条に書かれております、市長は申し出の処理の状況について、野洲市男女共同参画推進本部及び審議会に報告すると共にこれを公表するものとするがありますが、この内容についての公表はどの範囲でどのように公表されるのかお伺いしたいと思えます。

次に、女性の社会参画の機会には、確かに参加するものはふえております。すべての女性が実力を発揮しているとは、それでも言えないのではないのでしょうか。それが現状でございます。病児保育の検討も必要性があつて、また出産育児による休業が依然としてハンディキャップとなつておるのが今日でございます。職場での女性の地位を不安定にしている。そのためには、新しい就労形態の普及や育児介護休業制度の普及を図ることが必要とされている今日でございます。よつて、男女共同参画社会づくりの対策を早急に進めていかれることを要望しておきます。

審議会女性委員の割合については、現在64委員会ありますが、その中で女性が50%以上参加しているものが11委員会です。ゼロ%は5委員会あります。その50%の中で1番割合が高いのは学校評議員の幼稚園です。86.7%、これは何となく幼児教育ということわかります。ゼロ%の中には農業委員とか監査委員、これはやはり男性主義のままだまだ改善されていないのを感じさせていただいております。そしてまた、この委員会や審議会の中には同一人物が幾つも兼ねているということがあると思ひまして、市民の中からそういうことは懸念されている面がございます。一人でも多くの女性が参加できるように、応募規約等で対応していただくよう要望しておきます。

以上、再質問の部分だけご回答願ひます。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） それでは、再度のご質問にお答えさせていただきます。

まず、福祉についてご指摘をいただきました。福祉に関しましては、今後は自ら住んでいるところに近いところでサービスを受けるべきという考えを持っておりまして、その意味で地域における福祉を重視していくということでございます。中身につきましては、先ほど申し上げましたように、今後の部会等で検討する、それと事務的にも関係のところを検討するというところでございます。

それから、総合計画の管理手段はということですが、これにつきましては行政評価システムを利用いたしまして管理を行う予定をしております。この行政評価システムは、単に事務や事業のよい、悪いを事後に判定するだけの制度ではございません。当然そういった事務事業評価という工程はございますが、その工程の後に総合計画が掲げる市政の幾つかの課題の呼称である施策全体を見渡して、実績や現状を振り返る施策評価という議論を、幹部を含めてすることになっております。こういった施策評価を含めた評価制度を運営することで、総合計画の進捗を図り、また管理をし、具体的にそれを実現する予算や事業の設計を組んでいくことが可能になると考えております。このような手段で管理をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 助役。

助役（川尻良治君） 中田議員の再々質問にお答えをいたしたいと思えます。

その中で、オンブットとアクションプラン協働委員会との関係という言及がございましたので、ここの点の認識を少しだけ申し上げ、ご質問にお答えしたいと思えます。

どちらかという、アクションプランの方は推進組織という認識をいたしてありまして、オンブットの方はどちらかという監視組織に近いと、こういう理解をしてありまして、先ほど申し上げたのは、時限的に言えば、アクションプランが先に先行するというような意味で申し上げたつもりでありましたので、ご理解賜りたいと思えます。

それから、親のしつけあるいは教職員ということですが、「男女共同参画プランやす」の中でも、教職員、保育士の学習、研修の促進という形で書かせていただいております。研修の機会の中で男女共同参画に向けた研修を取り入れたいと、こういうことでございます。

それから、苦情の申し立ての件でございますが、今ご紹介がございましたように、野洲市男女共同参画施策苦情処理要綱というのがございまして、この処理要綱に基づいて対応いたしておるところでございます。現在のところ、この要綱にのっとった苦情の申し出はございません。それから、この処理要綱の中の7条の公表でございますが、申し出の処理の状況等について審議会に報告し、またこれを公表すると定めてありまして、当然苦情の中身そのものを公表するというよりはむしろ処理の状況というような形で、例えば件数とか、そういったものを公表すると、こういう形でとらえておりますのでご理解賜りたいというふうに思えます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 中田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、仮称市民サポートセンターについての今現在の状況という第1点のお尋ねでございますけれども、今現在、市で進めております行財政改革の中でもそうなのですが、市民活動促進計画の中でサポートセンターの設置が、先ほど答弁させていただきましたように位置付けされております。そういう中で、今現在既存施設の中で設置の方向で検討しております。ただ、どのような形で運営していくか。これも当然行財政改革と機構改革等の問題もございます。そういう中で今現在検討中ということで、来年4月からという形のはっきりしたお答えは今できない状況でございます。今現在検討中でございます。

そして、もう一点の市民活動への補助金、先ほど申しました市民活動促進計画の中で、団体への補助金、助成金に関する検討ということで、これも計画の中で位置付けされております。この団体への補助金、助成金に関する検討ということは、今現在既存の団体で継続して補助金、助成を受ける団体と、今現在できてきた、新たな社会課題に取り組む新しい団体、NPOを含めましてですけれども、その辺で既存団体との間の不公平感をなくすために、団体補助金について制度をはじめとした補助金のあり方について検討するという計画の位置付けになっています。今現在、この件につきましては、まちづくり基本条例の検討委員会の中での一つの項目ということで、まだ具体的には検討していただいていないのですけれども、その中でやはりこの辺の検討をしていただこうと考えております。

そしてもう一点、市の一体感という中で、市の木、花、鳥等をまだ現在新市で定めておりません。これについて現在どうなっているのかというご質問でございますけれども、昨年の議会答弁の中でも市長が申しましたけれども、今現在まちづくりの基本となる基本条例をまず制定をとということでご検討願っております。ただ、若干旧2町でやはり花でありましたら旧中主ではアヤメ、旧野洲ではツツジ、また鳥は旧中主ではヒバリ、旧野洲ではウグイスと違いがございます。そういう中で、一つの意見として一つに決めるのもいいけれども、これからの時代、多様性の時代ということで、やはり地域も広がってきたのでというご意見もあるという状況の中で、まだ具体的にどう定めるかというところについては、担当課としては検討していない状況でございます。現在、先ほど説明しましたように、基本条例の制定の方へ今傾注しているというところでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午後 1 時 3 5 分 休憩）

（午後 1 時 3 5 分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中田幸子君。

14番（中田幸子君） 先ほど再質問の中で、「国際的」な性別役割分担意識と申しましたが、訂正しまして、「固定的」な性別役割分担意識と改正させていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第5号、第4番、内田聡史君。

4番（内田聡史君） 4番、内田聡史でございます。先に質問されました中田議員の質問で、私の質問もかぶっている部分が多々あると思いますが、切り口が違うということでもよろしく願いいたします。

1995年に起きた阪神・淡路大震災での被災者支援、復興支援にあたるボランティアの活躍等をきっかけに、社会でボランティア活動や市民活動が注目を集め始めました。

このような中で始まった自主的に地域と関わり、自発的に社会貢献活動を行う市民活動団体は、全国に広がりを見せ、社会が大きく変化をしようとしている中で、知恵と力を出し合い、地域の課題を解決し、よりよいまちづくりのために現在も活動しています。

今回は、この中で市民活動団体の一つであるNPO法と行政の連携について質問させていただきます。

1998年3月に成立し、同年12月に施行されました特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法は、これまで非営利団体として地域への福祉サービスや子育て支援、青少年育成や社会教育、また環境保全などに取り組んできた団体が、簡易に法人格を取得することを可能にし、団体としての契約の主体となり、情報公開の義務化を通じて社会的信用を増すなどして、団体の活動をこれまで以上に継続的かつ活発に行ってきました。

しかし、地方自治体とNPOと協働の取り組みは全国的に浸透しつつありますが、まだまだ自治体間での取り組み状況の差が大きいのが実態であり、多くの課題が山積しています。

NPOと行政は共に非営利、公益分野を担い、社会的、公共的課題を解決する存在であり、その分野は教育、文化、福祉、環境、防災など、非常に多岐にわたり、その目的は住

みよい地域社会の構築と市民生活の向上であり、目指す方向はいずれも同じもので、NPOと行政が公共サービスの質や量の向上を目指し、協働していくことは、市民生活を向上させる上において重要な意義を持つものと考えます。

今年の2月現在で、認証NPO法人は全国で2万5,000法人を超え、現在も毎月450から500法人ずつ増加しています。県内においても279法人が、それぞれの地域の特性を生かし、活動をしています。多様化、複雑化する市民ニーズの新たな担い手として、NPO団体等への期待は大きくなり、自治体のNPO法人への委託事業の増加や行政とNPOの協働やパートナーシップが課題となってきました。

現在、本市においても自主的、自発的にボランティア、市民活動を行う団体は300団体を超え、さまざまな分野で活動するNPO法人も13法人あります。その中でも、皆さんもご存知のとおり、「エコロカル ヤス・コム」は第5回自治体環境グランプリで優秀賞を受賞したことは、本市における行政とNPOの協働の成果のあらわれかと思えます。

協働は、NPOにとって目的ではなく、目的を達成するための手段であり、対等な協働には情報の共有が不可欠であります。NPOが協働に期待するのは、協働することで行政の信用力、情報力を利用し、NPOの組織力の向上を図ることであると考えます。市内に事務所を置くNPOは小規模かつ脆弱なものが多いことから、現状では行政と対等とは言いがたいものがありますが、NPOは行政とは違う発想で地域密着型のきめ細やかな各種のサービスを提供し、活動が活性化していけば、行政とNPOの共通である所期の目的に近付くと考えています。

今後のまちづくりを推進していく上で、さまざまな分野におけるNPOの活動と行政が有効に連携していくために、仕組みや体制などの方策を検討することで、NPOがより活動しやすくなると考えます。本市もNPOへの支援について積極的に取り組むべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

議長（荒川泰宏君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 内田議員のNPOと行政の連携についてのご質問にお答えさせていただきます。

市民、企業、行政による協働によるまちづくりは、本市の経営手法であり、お互いに対等な関係に立ち、補完し合いながら自立することにあります。

ご質問のとおり、本市の協働はまちづくりの目的をお互いに共有し、それぞれの役割を確認する中で実践していくものであります。市民と行政が一緒になって行うことだけが協

働ではなく、市民や企業による主体的な活動こそが協働経営の原点であると認識しております。

このため、本年3月に策定いたしました市民活動促進計画に基づきまして、今現在仮称市民活動サポートセンターの設置に向けまして、市民活動データベースの活用をはじめ、情報提供コーナーの充実など、市民活動を支援するさまざまな具体的な事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

さらに、まちづくりの原動力である市民活動の支援制度についても、現在進めておりますまちづくり基本条例検討委員会の中で慎重に検討をしていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 内田聡史君。

4番（内田聡史君） 再質問させていただきます。

地方分権が進む中において、本市も例外ではございませんが、財政難にあえぐ自治体にとって、市民生活型のまちづくりは必要不可欠なものであります。NPO法人を積極的に活用していこうとする地方自治体は年々増加しています。活動しやすい環境を整備することは地域社会全体に恩恵をもたらすものだと考えます。

2007年以降は、団塊の世代が大量に地域社会に復帰することになり、この世代が市民活動に積極的に参加し、自分たちの持つ経験を生かし、さまざまなNPO活動を展開することが期待されています。また、国が少子化対策として進めているつどいの広場事業には、NPO法人との協働が欠かせないものと考えられています。

千葉県の市川市では、平成11年から市民活動の具体的な推進、支援策を検討するために、ボランティア、市民活動懇話会を開催し、平成12年にボランティア市民活動推進検討委員会等を設置、活動推進のために拠点や仕組みを整備し、平成17年4月からはハンガリーのパーセント法を参考に、個人市民税の1%を納税者が自分自身が選んだNPO活動への助成金とすることができるパーセント支援制度を実施するまでに発展させました。この制度は、納税者への協働への参加の実感や納税意欲を高める結果となり、市民活動への支援促進、活性化につながり、新たな公共サービスの提供、拡大、また雇用の促進につながっています。

同様の制度を先日総務委員会で視察に伺った長野県松本市でも検討されておられました。また、全国でも東京都杉並区や福岡県福岡市においても、NPO法人支援のための条例を制定するなど、活動環境の整備は年を追うごとに全国各地で見られています。

本市においても、NPO法人の活動を支援すべく住民税使途指定制度やNPO活動活性化補助金制度等の新たな制度を検討すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

議長（荒川泰宏君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 内田議員の再質問にお答えさせていただきます。

内田議員の方から市川市の事例、また福岡、杉並区の実例等々、また先般総務常任委員会で、松本市でもこの条例について検討されて、私も視察に参加させていただきました。

しかし、先ほどもお答えいたしましたように、中田議員にもお答えさせていただいたように、NPO法人だけに限らず、市民活動につきましては、全般についてまちづくりの原動力であると認識しておりますので、市民活動、NPOも含めまして、市民活動団体の活動を支援していく制度について、先ほど申しましたけれども、まちづくり基本条例の検討委員会で検討していただく予定でございますので、ご理解願いたいと思います。

その中で、先進地の取り組みも検討課題の中ということで、事務局としては上げさせていただきますと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 内田聡史君。

4番（内田聡史君） 再々質問させていただきます。

先ほども申しましたが、ほとんどのNPO法人が小規模で脆弱なものであります。多くのNPO法人が活動する上で困っていることに活動資金不足を挙げています。また、県行政、市町村行政、民間のNPO支援組織からの支援で必要なものとして、資金援助を挙げていることから、財政基盤を確保するためには効果的な事業の実施、補助金や助成金の活用が必要であります。その他にも住民税等の減免措置、事務所、会議室などの活動の拠点となる場所の提供などを求めるアンケート調査結果もあります。

その中において、NPO法人の税制上の問題についてですが、地方税制上、認定NPO法人、NPO法人に対する優遇規定は存在しませんが、多くの地方自治体では独自に税制支援に取り組んでいます。市民活動を支える制度をつくる会の調査によると、全都道府県及び市区町村で45.1%と約半数の自治体において、NPO法人の法人住民税の減免措置を行っております。中には単なる税の減免にとどまらず、NPO法人の支援のため、税制上の優遇制度や免除する規定の創設に取り組む自治体も出始めておりますが、本市の現状と税制上の優遇措置についての見解をお伺いいたします。

議長（荒川泰宏君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 内田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

NPO団体が今、我が国においては新たな活動ということで、それぞれの団体の活動資金の不足の問題、また従来の補助金制度に乗らない部分の問題、この辺につきまして、補助金制度については先ほどお答えさせていただきました。再々質問としては、NPOに対する法人税や法人住民税の優遇措置はどのようになっているのかというご質問にお答えさせていただきます。

NPO法人に対する法人税の減免措置でございますが、まず利益を上げているNPO法人については国税であります法人税並びに法人住民税と呼ばれます法人県民税と法人市民税、それと県税になります法人事業税につきましては当然課税されることとなっております。

次に、収益事業を行っていないNPO法人につきましては、法人住民税並びに法人事業税は非課税となっております。

次に、法人市民税の均等割につきましては、地方税法上は課税となりますが、本市の税条例によりまして、収益事業を行っていないNPO法人に限りまして、申請により減免措置を行っております。

以上、お答えいたします。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午後 1 時 5 1 分 休憩）

（午後 2 時 0 2 分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第 6 号、第 2 番、矢野隆行君。

2 番（矢野隆行君） 2 番、矢野隆行でございます。3 点にわたって質問させていただきます。

はじめに、安心の障害者支援についてでございます。

障害者福祉サービスの安定した拡大を実現する抜本改革として成立した障害者自立支援法は、本年 4 月より施行され、10 月 1 日より全面施行されることとなっております。

施行にあたって、現場からの問題点がいろいろ出されております。そこで、公明党は全国各地で開催した列島縦断フォーラムや夏季議員研修会では、障害者自立法案に関する質問や要望が多く出され、川崎二郎厚労相に緊急要望を行いました。

利用者負担については、障害児のいる家庭と一般の子育て家庭との負担を公平にすべき

とし、通所、入所施設の利用に対する軽減措置の拡充を要請、入所施設への支援措置については、強度行動障害など重度の障害者を受け入れた場合の報酬の見直しや、報酬の支払い方法が月額から日額に移行されたことによる急激な収入減を防ぐため、保障措置の他、グループホームやケアホームにおける夜間支援体制について、報酬上の適切な評価を求めました。

また、預かる子どもの年齢構成割合を定めた児童デイサービスの定員要件と労働者全体に占める障害者の雇用割合を決めた就労施設要件の緩和を要請いたしました。

この他、自治体独自の負担軽減処置やサービスの利用状況などに関する全国調査の実施や、利用者負担の軽減につながる減免制度などの周知徹底などを求めました。

そこで、本市においては次の点をどのように対処されていくのか、見解を伺います。

1、障害児の利用者負担については保護者の収入による負担となり、子育て中の家庭にとって負担感が強いいため、通所施設、入所施設共に一層の負担の軽減処置を講ずること。特に、通所施設の利用者負担については、一般の子育て中の家庭との公平性の観点からも軽減処置を図ること。

2、児童デイサービスの定員要件の基準については、少子化によるその基準を満たすことが厳しく、事業の継続が困難である等の指摘を踏まえて、その緩和を図ること。

3、心身障害者共済制度給付金について、その制度創設の趣旨を踏まえ、個別減免、あるいは社会福祉法人減免制度における収入認定について配慮すること。

4、入所施設の報酬について、日額化による影響、強度行動障害など重度の障害者について評価の見直しなどによる影響を踏まえ、安定した経営がなされるよう適切な対応を図ること。日額支払い方式への移行により、急激な収入減となり経営に支障を来すことのないように必要な保障処置を講ずること。

5、ホームヘルプ等の国庫負担基準を障害者個人のサービスの上限とするのではなく、お一人おひとりの事情を踏まえた支給決定がなされるように、また重度障害者の必要な介護の実態を踏まえた支給決定が行えるよう配慮すること。

6、小規模作業所等の地域活動支援センターへの移行を円滑に進めるための必要な財源の確保を図ると共に、移行が困難な小規模作業所等についても、その事業の継続を確保するために必要な支援を行うこと。

7、社会福祉法人減免などの減免制度について、十分な広報を行うと共に、適切にその利用がなされるよう必要な措置を講じること。また、社会福祉法人以外の法人においても、

減免の実施が適切に行われる必要な措置を講じること。

8、障害程度区分の適切な判断が行われるよう、自治体に対して必要な指導、助言、情報提供を進めること。特に、二次判定における程度区分の変更についての具体的な指針、医師の意見書等の作成についての具体的な指針も示すこと。

9、利用者負担の軽減措置の自治体での実施状況、障害者の福祉サービスの利用状況、事業者の経営状況など、障害者自立支援法の施行状況についてはどうか。

以上でございます。

次に、「認定こども園の取り組みは」という形で質問させていただきます。

子どもは国の宝であります。少子化社会において、子育ては地域全体で応援していかなければなりません。その一つとして、幼保一元化の考え方が生まれたと思います。認定こども園とは、就学前の乳幼児を受け入れて、教育や保育を一体的に提供すると共に、育児相談や親子の集いの場を提供するなど、地域に密着した子育て支援を行う総合施設でございます。

先の通常国会で公明党の強力な推進で成立した幼保一元化法案に基づいて整備されるもので、親が働いている、働いていないに関係なく子どもを入園させることができ、預かり時間も保育所並みの8時間に拡大されるなど、幼稚園と保育園の長年の垣根をなくして、双方の特徴を生かした施設づくりが可能となるわけでございます。

現行の幼稚園、保育園の認可制度を崩すことなく、就学前の子どもへの教育、保育の提供と地域における子育て支援の実施の機能を総合的に発揮できることをもって認定するため、母体となる既存の施設の違いに応じて4つあるわけなのですが、1つ目が幼保連携型（認可幼稚園と認可保育園とが連携したもの）、2つ目、幼稚園型（認可幼稚園に保育所機能を追加したもの）、3つ目、保育所型（認可保育所に幼稚園機能を追加したもの）、4つ目に地方裁量型（幼保共に無認可の施設）であります。この4タイプが認められることになり、地域の実情に応じた選択が可能となります。

本市におきましては、保育園児、幼稚園児合わせると約1,670名の方が利用されております。そこで、今後の課題として次の点を伺います。

- 1、職員の配置、資格は。
- 2、施設の整備は。
- 3、児童、園児の教育、保育の内容は。
- 4、保育者の資質向上は。

5、子育て支援は。

6、入園等の管理、運営は。

以上でございます。

次に、3番目でございますが、安全な市道についてお伺いさせていただきます。

本市の安全な道路づくりについて、昨年12月定例議会で質問いたしました。いまだに通学路の整備ができないのが不思議でなりません。子どもは国の宝だと言いつつ、現実はその流れについてきていないように思えてなりません。通学路に関しては、たくさん危険な箇所があると思いますが、次の箇所はどのようになっているのか、見解をお伺いいたします。

1、県道48号線の小南の交差点から光善寺川の橋までの改善を県の方に要請することでしたが、その後どうなっているのか。

2、県道504号小島野洲線の野洲高校前から三上コミセン前までが非常に通学路としては危険な道路ですが、改善の予定があるのか。

3、県道2号線久野部信号から生和神社前の感應式信号の間が遠いので、信号機設置の要望が地元自治会からかなり前から出ているが、その後の進展はどうなっているのか、お伺いさせていただきます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、矢野議員の安心の障害者支援法に関する9点のご質問に対する見解についてお答えをいたします。

まず、第1点目の障害児の利用者負担軽減につきましては、今回国において学齢期前の障害児に係る通所施設の利用者負担を保育料程度に負担軽減すると共に、入所施設の軽減対象範囲を拡大する措置が講じられたことから、子育て家庭への軽減措置が図られたものと考えております。

次に、2点目の児童デイサービスにつきましては、定員要件の基準についてですが、国におきましては利用率の向上と事業運営の安定化を図るため、定員の1割増の受け入れやサービス単価アップなどの支援策が講じられることになりました。

次に、3点目の心身障害者共済制度給付金の収入認定につきましては、当給付金が稼得等の収入として収入認定することと定められていますことから、本市におきましても、障害基礎年金と同様に収入認定すべきものと考えております。

次に、4点目の施設利用の報酬の日額化による影響に対する必要な対応につきましてですが、利用者の病気や精神的な理由によりまして通所日数が減少し、報酬額が下がることへの対応として、国におきましては通所施設への収入の激変緩和策として、従前の収入の80%を3年間保障する措置が講じられることになりました。また、県におきましては、国が示す80%を90%まで引き上げる支援策が示されております。

5点目のホームヘルパー等のサービスの支給について、国庫負担基準をもとに支給決定をせず、利用者の介護実態を踏まえた支給をにつきましては、利用者の生活実態に応じた居宅等の介護サービスが提供できるよう配慮してまいりたいと考えております。

次に、6点目の小規模作業所の地域活動支援センターへの移行支援につきましては、この移行要件として施設を法人化すると共に、15名の利用者確保などの要件があり、国の示されております補助制度ではすぐに移行できる状況にはありません。したがって、県におきましては、現行の小規模作業所に対する補助制度を引き続き実施し、移行に向けた支援策を図る考えでありますので、市も同じようにこの制度で助成をしていきたいと考えております。

次に、7点目の社会福祉法人減免等の周知につきましては、広報での周知を行うと共に、利用者の説明会でも減免の仕組みについて説明を行ったものであります。適切な軽減措置が受けられるよう事務を進めております。なお、社会福祉法人以外の法人、例えば医療法人や財団法人ですが、この減免適用につきましては、国において決定されることから、既に国に対し各分野から要望が出されていると聞いておりますので、しばらく国の方針をまちたいと考えております。

8点目の障害程度区分の判定等に関する指針を示すことについてですが、現在本市では国が示しましたマニュアルに基づきまして、審査会で障害程度の区分決定を進めております。また、二次判定では、程度区分変更の際しても、参考事例などを参照して判定をしているところですが、議員ご質問のように程度区分の変更や医師の意見書の作成指針につきましては、これはぜひとも必要であると考えますので、国に要望したいと考えております。

最後の9点目の利用者負担軽減措置の自治体での実施状況や本市の福祉サービスの利用状況、事業者の経営状況につきましてですが、利用料の軽減策を設置している自治体は、5月末現在の全国調査では、都道府県では3カ所、市町では86カ所という結果であります。次に、本市の福祉サービスの利用状況につきましては、居宅サービスが128名、入所施設が24名、通所施設が48名の利用状況でございます。これは8月末現在でございます。

ます。また、事業所の経営状況につきましては、市としては把握をしかねますので回答ができませんが、その点ご理解いただきたいと思います。ただ、先ほどの4点目の施設利用の日額化に伴って、1カ月の報酬額が従前の支援費のときに比べて約13%程度の減少になっているということを聞いております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 矢野議員の認定こども園の取り組みにつきましてのご質問にお答えをいたします。

認定こども園は、10月1日から法律が施行され、県の定める条例に基づき進められることになっています。県では、12月議会において認定こども園に係る条例を制定される予定でありまして、野洲市においても、関係者で協議をしておりますが、すぐに結論が出るものではないというふうに考えております。

そこで、6点のご質問についてわかる範囲でお答えを申し上げます。

まず、1点目の職員の配置、資格についてでございますけれども、ゼロ歳から2歳までは保育所と同様の基準で、3歳から5歳の共通の時間については学級単位、長時間児につきましては個別対応が可能な体制という職員配置になっています。資格につきましては、ゼロ歳から2歳までは保育士資格、3歳から5歳の共通の時間は幼稚園教諭資格で、長時間児は保育士資格となっています。本市職員の9割は幼稚園免許と保育士の資格を両方持っております。

2点目の施設の整備についてですが、幼稚園、保育園共に一定整っておりますから、新たな施設整備は予定をしております。

3点目の児童、園児の教育、保育の内容についてでございますが、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されるよう、教育、保育することが必要でありまして、本市の公立保育園・幼稚園では平成18年度から野洲市乳幼児保育年間指導計画に基づきまして、統一した内容で保育、教育をしております。

4点目の保育者の資質向上につきましては、幼稚園教諭と保育士の相互理解を深めまして、園内外での研修の充実に努めておるところでございます。

5点目の子育て支援につきましては、現在も各園で実施しておりますが、認定こども園では必須の機能となっております。子育てボランティア等と連携するなど、地域の人材や社会資源の活用を視野に入れて、充実させる必要があると考えております。

6点目の入園等の管理、運営につきましては、公立幼稚園及び保育園について、認定こども園にするかどうかも決まっておきませんので、従来どおり保育園は児童家庭課、幼稚園は教育委員会学校教育課で所管いたします。しかしながら、私立の保育園から認定申請があった場合などの事務に対応するため、認定こども園の所管課を定める必要があると考えていますが、現段階では決まっておきません。

いずれにしろ、認定こども園は県下の状況を踏まえ、子どもを中心に据えた議論を十分に重ねまして、慎重に検討していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） それでは、安全な市道についての3点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の県道48号線でございますが、近江八幡守山線と呼んでおります。この道路の改善についてであります。野洲町時代から引き続いて滋賀県に対しまして、ご質問の道路区間での歩道の整備について要望しております。これに対しまして、県の方でも趣旨には理解は得ているものの、厳しい財政事情の中でなかなか事業化へ進まない状況にあります。こうした中で、県では今後情勢が許せば事業化へとスムーズに進めることから、平成17年度に大津能登川長浜線の小南交差点から光善寺川付近までの区間約900メートルについて、平面及び横断測量を実施されました。しかし、現段階ではこの区間の設計、用地取得、また工事など、その予算化の時期については県では明確にされていませんので、市といたしましては、早期に事業化がされますよう、今後も引き続き強く県に働きかけていきたいと思っております。なお、この道路の区間は違いますが、今年度に光善寺橋から篠原駅前方面へ約160メートルでございますが、歩道整備を予定されております。

続きまして、2点目の質問にお答えをいたします。

議員ご指摘の路線は、平成8年11月に滋賀県より移管を受けました市道三上市三宅線でありまして、この道路は国道8号線三上交差点から野洲高校前を通過して、市道野洲中央線までの延長約2,800メートルの道路でございます。当路線の市道としての役割は、その位置的条件から通行車両が多く、また路線バスの運行経路、あるいは運送業者の営業所もあることから、大型車両の通行もあり、通学などの歩行者にとっては危険な路線であると考えております。ただ、今日の当市の極めて厳しい財政状況もあり、手法、実施時期などについては、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の質問でございますが、県道大津能登川長浜線の信号機の設置につきましては、平成8年に地元住民の方より富波乙地先の交差点、ユタカ前の交差点でございますが、信号機を設置してほしいとの要望を受け、今日まで守山警察署に要望してまいりました。守山警察署によりますと、当交差点はT字路交差点であり、団地内から出てくる車の絶対数が少ないことなどを理由に、信号機の設置は難しいとの回答があります。このことにつきましては、この3月に地元自治会にお伝えしたところでございます。なお、平成18年度の県下の信号機の設置の要望総件数は687基で、本市におきましては各自治会等から合計35基の要望が出ております。しかし、滋賀県の本年度の信号機の設置予算は24基で9,500万円程度と聞いております。設置の基準としては、新設道路や危険度の高い順に滋賀県公安委員会が審議、選定し設置されている状況であります。野洲市といたしましては、当要望場所は長年の地元の強い願いでもありまして、今年6月に信号機設置につきまして、平成19年度交通規制要望書を守山署へ市の最優先課題として提出しております。今後も随時要望活動を継続してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 矢野隆行君。

2番（矢野隆行君） それでは、再質問をさせていただきます。

1番目の安心の障害者支援につきましてですけれども、2点目の児童デイサービスの実態は、何か聞くところによりますと、定員が一応40名に対して52名の方が登録されておられるということなのですけれども、あとの12名の方は現在利用できないのかどうかお聞きいたします。

3点目の認定は、目標はいつごろまでにできるのか。

4点目の支援策でございますが、本市の増額はどれぐらい見込まれるのか。

5点目のホームヘルプの分ですけれども、このたび24時間支援ということで、本当に大変な作業と思いますが、具体的にはどのような体制で組織されるのか、この点もお伺いさせていただきます。

6点目ですけれども、本市においては該当施設はあるのかどうかということもお聞きいたします。

7点目、社会福祉法人、またそれ以外の法人等の減免の実態状況をどのように把握されていくのか、またどれぐらい存在するのかお伺いいたします。

8点目は、国に要望を出すということなのですけれども、いつごろまでに整理できるの

かお聞きいたします。

9点目ですけれども、本市におきましては、各事業所の経営状況が把握できないということなのですけれども、4点目の減免があるわけですから、これはおかしいと思いますが、どうして把握できないのか、この点もお伺いいたします。

次に、認定こども園につきましては、本当に難しいことがあると思いますけれども、ただいまの答弁で本市の認定こども園に関しては今後の動向を見極めてということがよくわかりますが、質問の内容をもう一度確認いたしますと、1番目の職員の配置につきましては、ゼロから2歳児を預かる場合、ゼロ歳児は3人に対して1人置く、保育所と同じ基準が必要、3歳から5歳児については35名と緩和になっております。資格については、ゼロから2歳児、先ほど教育長がおっしゃったとおりでございます。

2番目、施設の整備につきましては、保育室、遊戯室、屋外遊戯室の面積については、3歳から5歳児の場合、幼稚園と保育所の双方の基準を満たすことが原則で、ただし既存施設が転換する場合はいずれかの基準を可としております。保育所に設置が義務付けられている調理室でございますが、こども園でも設置を原則としていますが、特定の事情の場合は3歳から5歳児に限っては各種条件付きで給食の外部搬入が認められております。

3番目、教育、保育の内容につきましては、集団生活の経験年数の違い、保護者の就労状況などを反映した利用時間の長短など、各こども園の固有の事情に配慮して、教育、保育の全体計画を編成するよう促すと共に、小学校教育への円滑な接続を図るため、教育、保育の内容の工夫、質の工夫を求めています。

4番目ですけれども、保育者の資質向上については教育、保育の質の確保、向上を図るため、子どもたちと直接関わる保育者の資質向上が欠かせない。ここで問題なのですけれども、その観点から保育者の日々の指導計画や教材の準備など、必要な時間が確保できるよう、非常勤職員の配置などをしてほしいということになっております。職員の研究機会の確保につきましては、勤務体制の組み立てに配慮することなど留意が必要となっております。

5番目ですけれども、子育て支援につきましては、保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援していくこととし、子育て相談、親子の集いの場を週3日以上開設するなどを例示しております。一時保育や育児支援家庭訪問、地域の子育て支援に関する情報提供、紹介などさまざまな事業を提供すると共に、子育てボランティアやNPOなど地域人材の社会資源を活用して子育て支援を提供していく。これは先ほど教育長がおっしゃったとおり

でございます。

6番目、管理運営につきましては、保育に欠ける子どもの保育時間は1日8時間が原則と明記されております。また、児童虐待防止の観点から、特別の支援を要する家庭や一人親家庭、低所得家庭、障害者など配慮を必要とする子どもたちの利用が排除されないよう、入園者の選考については公平な対応を求めています。

以上6項目で、回答が十分でない点を再質問させていただきます。また、認定基準は都道府県が条例で定める、法律施行日は10月1日で、条例化するには9月議会で議論が行われることになっていますが、先ほどおっしゃったとおり滋賀県ではどうも9月議会に間に合わないと思いますので、12月議会で決まったとしても施行日が来年になってしまいますが、本市の公立の幼稚園や保育園を認定こども園にする、しないに関わらず、私立の保育園からの申請、あるいは新規の認定こども園に関する申請が行われる可能性の対応はどうされるのか。今、教育委員会と福祉課と協議中だと思いますが、この点を教育部長、意見がありましたらお願いします。

最後に、安全な指導でございますが、1点目の大津能登川長浜線は県の方で平面及び横断測量を実施されたとのことですが、ぜひとも実現できるよう強く要望しておきます。また、平成19年度の国、県要望書に記載もされておりますので、ぜひとも期待しておりますので、よろしく願いいたします。

2点目の市道三上市三宅線ですけれども、平成8年に県より移管されたということでございますが、元県道ということで、いま一度県の方に整備要請はできないものか伺います。

3点目ですけれども、平成8年から要望が出ているということでございますが、この要望書がもう10年ほどになるわけなのですけれども、それまでの間に何回出されて、もし詳しくわかればお示しいただければ助かりますけれども、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、矢野議員の「安心の障害者支援法に」に関する再度のご質問にお答えを申し上げます。

第1点目の現在の私どもの児童のデイサービスの実態でございますが、定員が40名ということで、52名の登録ということでございますが、この登録の中には保育園の併用ということもございますので、この方につきましては現在いろいろな他のサービスとの利用ともあわせて、全員が利用していただいているという状況でございます。

3点目の目標はということでございますが、心身障害者の共済制度の給付金の個別の減免ということは、要望としてはございますけれども、先ほど回答させていただいたように、私どもとしましては、現在国が決めたとおりにしていきたいというふうに思っております。

それから、4点目の入所施設の報酬の日額化の影響額でございますが、これにつきましては、実は野洲市内の施設に対して利用の報酬額が減額になったということで、一つの施設に野洲市が市内の施設の中にそれを補助するという制度ではなくて、私どもの市の管内で9カ所の事業所を利用しております。ですから、それぞれの施設の利用の状況に応じまして、どの程度の金額が要るかということをお算定いたしますので、この点につきましては、今度県の方で次の議会の中でもし県の施策として認められましたら、具体的な試算の方法等が私どもに示されると思いますので、大変申しわけございません、現在の段階では金額ということは計算しておりませんので、また明らかになりましたところで回答ができるというふうに思いますので、お許し願いたいと思います。

それから、ホームヘルプ事業等の国庫負担の基準ですけれども、ご質問のように、これらのサービスにつきましては、一定の国庫負担の基準がございます。しかし、それぞれの障害の程度の区分に応じて、どの程度のサービスを提供するかというのは、それぞれの市町村によってサービスの提供基準が異なっております。それで、私どもの方も今、担当の方で管内の状況等、また先進的なモデル等を参考にしながら、どの程度のサービスを提供するかという案を大体まとめ上げている状況でございます。これはもう少し私どもも時間が必要だというふうに思っておりますので、この点で今、早急に決めているという段階でございます。

それから、6点目の小規模作業所の地域活動支援センターへの移行なのですが、市内では現在2カ所というふうに思っております。

それから、7点目の法人の減免のところ、どのように把握するかという点でございますが、これは、利用した場合それぞれの事業所の方で減免制度を設けておりますので、そちらの方で減免制度を利用していくという形でございます。社会福祉法人以外の法人がどの程度あるかということにつきましては、ちょっと、ほとんどが社会福祉法人なものですから、その分の把握ができておりませんので、ご了承願いたいと思います。

それから、国に対する意見書の策定指針について、国に対する要望はいつかということでございますが、これは私どもの方も随時県の方から説明会等がございますので、この点

については、やはり指針に基づくとすることは大切なことですので、県に対して、県を通じまして国に要望していただくように早急に申し出をしたいというふうに思っております。

それから最後、9点目なのですが、経営状況が把握できないというところなのですが、それぞれの事業所の経営状況までを市町村が入り込んでどうだというふうな権限はございませんので、今のところ経営状況がどうだというふうな問い合わせはしておりません。当然、ご質問の中にございましたように、日額化に伴う問題が生じてまいりますので、この段階におきましては、当然どういう状況かということも私どもに明らかになると思いますので、現在の状況では把握ができておりませんので、ご了解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） ただいま矢野議員から再質問がございました認定こども園に關しましての私立保育園等からの申請あるいは新規の認定の申請があったときの窓口について、どのようなことになるのかといった点に關しまして、お答えを申し上げたいと思います。

既に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の中で、逐条解説を見ておきますと、市町村における対応といたしまして、4つの類型に関わらず、認定こども園に關し、市町村において一義的な責任を負う部局を決定すること。さらに、利用者や住民からのサービス利用に関する相談や照会への対応について、従来から設置している窓口に加えまして、4つの類型に関わらず、統一的な認定こども園に關する窓口、また認定こども園に限らず幼稚園、保育所、認可外保育施設を含め、就学前の教育、保育に關する総合的な窓口、また認定こども園におけます子育て支援に限らず、幼稚園、保育所、認可外保育施設といった施設、さらにはこういった施設以外の場で提供されるサービスを含む就学前の子育て支援に關する総合的な窓口を設置すること、そして、なお書きとしまして、これら窓口については一本化されていることが望ましいと、こういうような逐条解説が出ております。

あくまでも庁内で協議中という前提でお答えをさせていただきたいと思います。本市の今の現状でございますが、現在本市には保育園が公立が5園、私立が4園ございます。また、学童保育所も市内の6つの小学校区ごとに6カ所ございます。幼稚園は公立の6園ございます。特に、今お話がございました私立保育園から認定こども園の申請が行われまし

た場合、保護者は現在のように保育料は市に対して納付はしないものの、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律でいきますと第13条第5項の規定に基づきまして、私立保育所の設置者が定めようとする保育料に関しまして、同条第7項の規定に基づいて変更命令権が市長に与えられております。

そうしたことも含めてではございますが、近隣の市を見てみますと、栗東市では平成10年4月から幼児課を市長部局で、また守山市では本年4月からこども課という名称で保育園行政と幼稚園行政を一元化した課を市長部局に設置いたしております。また、草津市におきましては、所管課は庁内協議中ということではございますが、市長部局の保育課と子育て支援課のいずれかが担うといった協議をしている最中ということではございました。

また、さらに保育園の保育に関しましては、国庫補助金及び県支出金が多くございます。例えば、保育所運営費国庫負担金あるいは保育所運営県費負担金、さらに低年齢児保育事業費県補助金、あるいは障害児保育事業県補助金といったものがございまして、県費の合計で6,122万何がしかでございます。国庫支出金7,995万8,000何がしと合計いたしますと、総額で1億4,179万円に及ぶというような額になっております。また、先ほど法律の逐条で申し上げましたように、認定こども園に課されました業務の一つといたしまして、子育て支援が掲げられております。また、さらに先に報告書を出しておりますが、庁内で検討いたしてまいりました就学前保育のあり方の検討プロジェクトチームの検討結果の報告の中では、市長部局に平成19年4月に仮称ではありますが、幼児課を設置していこうと、こういった報告を出しておりますが、これに対応するためにそれぞれ、既に本市では、本年4月1日から市民健康福祉部の中に子育て支援担当次長を特命事務として設置いたしております。そうした状況を踏まえまして、今現在検討をしておりますが、現在のところ、庁内協議は未了ではございますが、市長部局に設置をして対応していくのが当然であり必然であるかと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） 矢野議員の再度の質問にお答えしたいと思います。

まず、2点目の市道三上市三宅線でございますが、これは先ほども答弁いたしましたように市に移管を受けましたので、再度県に要望というのはできませんので、ご理解いただきたいと思っております。そして、信号機の設置につきましては毎年県知事、あるいは市長自ら県知事に、また県警本部長等にも要望していただいております。また、守山署にも毎年提

出いたしておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上、答弁といたします。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 先ほどの回答の6点目のところで、小規模作業所の地域活動支援センターの移行の施設を2カ所と申し上げましたが、可能性として3カ所ということで訂正をさせていただきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

議長（荒川泰宏君） 矢野隆行君。

2番（矢野隆行君） それでは、再々質問を、認定こども園につきましてと安全な市道につきましてお伺ひさせていただきます。

認定こども園の取り組みについては、まだまだいろんな問題点が出ると思ひれます。先ほど教育部長の方から、新しい課は市長部局が望ましいとのことですが、保育料変更命令権が各市町村長に与えられる点は非常に重要なことだと感じます。この点について、市長の方はどのようにお考えか、見解をお願ひ申し上げます。

安全な市道につきまして、もう一度お伺ひさせていただきます。

2点目の市道三上市三宅線ですけれども、本市としても市道の中で比較的重要度の高い幹線道路と認識されていると思ひれるとおっしゃいましたけれども、国、県要望書の方には一切載ってきておりません。これはどうしてでしょうか。

この2点をお伺ひし、質問を終わらせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 認定こども園のことで市長の考えはと。我々が子育て支援事業の中で一番望んでいた一つの方法なのですが、ようやくそういうことを国で取り上げられたということなのですが、12月に県が方針を出すと、こういうことなのですね。県議会で方針を出してやっていこうということで、この前も担当を寄せて打ち合わせをしたようですが、まだ内容については余り具体的に出てこないということでございます。私は預かり保育、あるいは保幼の一元化、かなり早くから言ってきました経過もございまして、そのことが非常に内容的にすばらしいものならとりかかっていたいと思ひはいたしますが、今はまだまだ先が見えませんが、十分に検討していきたいと思ひをいたしております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） 道路要望の件でございますが、市といたしましては主要な地方道路をはじめ、交通の渋滞交差点、あるいは歩道等のバリアフリー化ということで、主要幹線道路の促進ということで国、県等に要望しております。そうした道路がまだまだ多くあることから、今後三上市三宅線等道路につきましては検討していきたいと思いますので、先ほども答弁いたしましたように、手法、時期等についても検討してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第7号、第1番、三和郁子君。

1番（三和郁子君） 今議会におきまして、私は新駅設置凍結を推進する立場から、行政の改革、行財政の改善について関連し、そして高度成長期における公共施設のこれまでのたくさん建設されてきました、目の前に迫っております維持管理に莫大な費用がこれから課されることとなります。そういうこと等に関連いたしまして、桜生古墳公園を一例に挙げ、3件を関連しながら質問をいたします。

新幹線栗東新駅設置関連。

あたかも新幹線栗東新駅設置の賛否を問う形となった知事選挙は、地域により若干の温度差はあるとはいえ、凍結との民意が示されました。この結果を受けて、設置促進協議会メンバーの中には、民意を真摯に受けとめ対応したい、あるいは県の意向を尊重したいといった民意を意識した発言が見られます。野洲市においては、さながら新幹線新駅設置賛否の住民投票といった印象を誰もが受けたのではないのでしょうか。

結果は凍結47.4%、中止と合わせると実に59.5%と、促進協議会メンバーでもある野洲市の賢明な皆さんは、圧倒的な数値をもって反対との明確な意思表示をされました。全県で見ても、60.9%と反対の意思は圧倒的なものであり、税金を使ってほしくないとの意思表示です。

17年8月臨時市議会で2億6,900万円の設置負担金が議決採択されたことは痛恨の極みではありますが、反対した私としては、今回の選挙により民意はどこにあるのかの判断に間違いはなかったと確信が持てました。しかし、議会としては民意の判断を誤った議決であったことに対し、議会人として大いに反省をしなければなりません。

長年にわたって新幹線新駅設置を推進されてきた案件とはいえ、今それを実現するには、自治体の財政的背景が余りにも悪く、また選挙結果からも時代のニーズの高まりはありません。とりわけ、野洲市は中期財政見通しで平成21年には財政再建団体への転落の可能

性を自ら予測しているごとく、新幹線新駅設置への予算措置をする力はないものと認識しなければなりません。また、今回の市民の皆さんのジャッジは適切なものであり、市民参加の行政、協働の行政を標榜する野洲市は、この結果を明確なパブリックコメントと位置付け、適正な予算措置を講じなければなりません。

そこで市長にお伺いいたします。

第1点、この民意をどのように受けとめておられますか。

第2点、市民の代弁者である市長は、この結果を踏まえ、今後どのような基本姿勢を対外的に打ち出すのか、考えをお伺いいたします。

2件目の行政改革・財政改善関連について伺います。

平成14年ごろより、旧中主・野洲両町では、将来の財政危機を回避すべく、行財政の改善、改革計画の検討、策定がなされ、実施されてきたところです。

旧野洲町では、14年秋の財政非常事態宣言、また15年春より財政構造改善計画が両町で推進され、合併後も共通の認識にある極めて重大な関心事であり、何としてもなし遂げなければならない行財政改善・改革です。

今、野洲市行政改革大綱及び財政健全化計画等策定の作業が行われております。策定スケジュールによれば、相当の進捗が図られているものと推量しております。このことにかんがみ伺います。

第1点、中期財政見通しによれば、平成21年度に25億円の累積赤字が予測され、財政再建団体に転落する姿が描かれております。このようなゆゆしき事態を行政自らが見通さなければならない現状に立ち至ったことに対し、財政構造構築、また施策執行責任者としての所見を伺います。

第2点、野洲市行政改革大綱及び財政健全化計画等策定作業の進捗状況及び今後のスケジュールを伺います。

第3点、現段階での行政改革及び財政健全化計画両案の改善、改革の対応とその手法、目標、効果、納期など、その骨子についてお伺いいたします。

第4点、市町村財政比較分析表(16年度決算)が総務省からネット公開されております。この分析表の分析要素について、検証、提言しながら、6項について所見を求めます。

4-1、野洲市の財政構造の弾力性、表現を変えれば硬直化の度合いは類似50団体中46番目と極めて高い硬直化であり、慢性的な赤字体質を抱えた好ましくない状況です。硬直化度合いは計上収支比率で評価していますが、野洲市は97.0%、17年度決算で

は92.5%と、若干改善されたとはいえ、ばらつきの範囲、類似50団体平均88.7%、滋賀県市町平均87.6%であり、課題の重大さに対し、論をまたないところです。このことは、固定費、義務的経費が多く、新しい施策を展開するための予算配分が困難な状態、いわゆるにっちもさっちも立ち行かない財政構造になっていることを意味しております。

長年にわたり継承されてきた収支構造がその根源にあり、その改善には小手先の対症療法では解決できるものではなく、大手術を施さなければ硬直化の改善は至難であると言えます。この状況に立ち至った要因分析と、今後どのような処方、手法により改善するのか、お伺いします。

4-2、地方債残高の将来負担の健全度36位及び公債費負担健全度38位は、借金残高が多く、その返済が将来にわたって財政を圧迫する不健全な状況にあり、近未来の借入れは許されないのが現状と言えます。このことは、これから必要とする健全な借入資金を今までに借りてしまったことと同じこと、当分の間我慢あるのみです。これまでの施策展開の反省に立って、今後どのように改善、対処していくのかお伺いいたします。

4-3、給与水準適正度42位は、野洲市の財政状況では相当高い水準にあると認識せざるを得ず、財政改善上無視できない状況にあると言えます。どのように受けとめておられるのか、及び今後どのように対処していくのか、お伺いいたします。

4-4、定員管理の適正度23位は、50団体の中位にあります。まずまずとの印象がありますが、財政危機にある野洲市の硬直化した財政構造を改善するには、行政改革による効率化、合理化を図り、一段の人員削減が要求されております。そのためには、財政見直しにある定員適正計画では不十分と考えるべきであり、行政改革計画期間中に、人件費10%以上の削減目標を掲げるべきであるとの提言は当を得たものであり、ほぼ10%以上の定員削減に相当するものと認識すべきです。どのように認識し、対処していくのか、お伺いします。

4-5、財政力は3位に評価されていますが、特定法人での税収依存度が高い構図であり、ある意味極めてリスクの高い財源構造です。どのような手法、考えで改善を図るのか、お伺いします。

4-6、以上のごとく一筋縄では解決できない高いハードルばかりですが、実体の伴わないお題目の対処では塗炭の苦しみを市民に課すこととなります。

最後に、財政再建団体転落回避の最も重要かつ必達のセーフティーネットと考える改革、改善は何と認識しているのか、お伺いいたします。

最後に、桜生古墳公園・甲山古墳関連についてお伺いいたします。

平成14年第3回野洲町定例議会で、甲山古墳の墳丘表面保護工の表面植生土の崩壊、破壊など、表面保護工、緑化工の不具合発生について質問いたしました。

その折、盛り土が崩壊しないようにということを優先いたしまして、もう少し墳丘盛り土部分の経過を見守っていきたいとの答弁がありました。

以後、丸4年が経過しました。現状は石室入り口右側の墳丘部は、植生用の表土が相当の面積ではがれ落ち、そのふぐあいはますます進行拡大し、墳丘表層部のモルタル様の下地がむき出しとなり、およそ古墳にはふさわしくないものとなっております。

また、今申し上げた部位の右側は、当時は表面緑化植生用袋体が何とかへばり付いていて、緑化が期待できる部分もありましたが、今は袋体を構成していたポリプロピレン繊維が紫外線劣化を受けて破壊、崩落し、その崩落面積も徐々に拡大しております。そして、墳丘全体を見ても、ところどころふぐあい部分が散見され、その部分も拡大傾向にあると思います。もう少し墳丘盛り土部分の経過を見守っていきたいとはどのぐらいの期間を意味しているのか、及び経過観察の所見と今後の対策について伺います。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 三和議員の新幹線新駅に関するご質問ですが、質問の入り口で、促進協議会はまだ開かれておりません。促進協議会の副会長が寄っただけなのですね。その言葉の中で、メンバーの中には民意を真摯に受けとめ対応したい、あるいは県の意向を尊重したいと。私はこの会議に出席をしております、知事さんの言葉、気持ちをお聞きしたまでの会議でございましたので、こういう意見は出ておりませんでしたので、ちょっとご報告を申し上げておきます。

それともう一点は、住民投票であったのではないかと、こういうご質問ですが、私は今回の知事選挙の結果は、住民投票とは異なり、新幹線問題だけでなくダムの問題もございました。廃棄処分場の問題もございました。その他さまざまな要素による結果であると私は思います。ただ、新幹線問題がマスコミ等で大きく取り上げられ、最大の焦点であったことも認識する必要があるとは考えますが、地方自治体の破綻が危惧される現在、野洲市においても財政状況は非常に厳しいものがございます。

しかし、昭和40年代から検討を重ね、長い時間と経費を費やし、積み重ねてきたこの事業がようやく実を結んだこの時期に、今現在の状況判断によって白紙に戻すことが本当に適切かは疑問でございます。野洲市の財政改革についても提言が出された今、これらを

踏まえ、本当に必要なものと今は我慢すべきもの、そして今我々の世代が汗をかき努力した中で将来の我々の子どもや孫の世代に贈るべきものなどを慎重に判断すべきであり、新幹線新駅の設置については、まさしく今我々の世代が汗をかき、努力した中で将来の我々の子どもや孫の世代に贈るべきものであると考えております。

この質問の、民意をどのように受けとめるか、そして今後どのような姿勢を打ち出すかという2点の質問に対するお答えでございますが、三和議員の言われるとおり、野洲市内で嘉田知事に投票された投票者総数の47.4%の方が凍結を指示されたと。仮に想定しますと、嘉田知事がそのパブリックコメント、すなわち民意の代弁者となります。その代弁者である知事が、先に開催された新駅設置の促進協議会の正副会長会議において、経済波及効果について過大であると申されておりますので、早急にその根拠を示していただき、促進協議会の総会において知事、関係市長、関係団体と闊達な意見交換をし、進めていきたいという思いでございます。概念的な考え方をお聞きしたのみでは判断できかねますので、当面はルールどおり進めることが必要と考えております。

次に、行政改革・財政改善関連についてお答えをいたします。

総論的な部分は私の方から答弁をいたし、詳細なことについては総務部長が補足説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、1点目の財政見直しのご質問でございますが、今回の財政見直しと合併前の平成15年2月に行いました財政シミュレーションとの違いが大きな要素となろうかと思いません。

合併前の財政シミュレーションでは、合併後も収支バランスのとれた財政運営が可能であるとの試算を行っておりますが、この時点での試算は法人市民税においてはシミュレーションの作成時点の平成14年の税収が大きく落ち込んだため、平成11年度から平成13年度の平均値で推計をしておりましたが、今回の財政見直しとは結果的に数値に乖離が生じております。

また、地方交付税につきましては、両シミュレーションとも毎年2%の減少を見込んでおりますが、国の三位一体の改革によりまして、近年交付額が大きく減少しており、見込み違いが生じていることは事実でございます。

このように、財政見直しの違いは、法人市民税の大きな変動と予想を上回る地方交付税の減少が最も大きな要因であると分析をいたしております。

3点目の大綱及び健全化計画案の骨子についてのご質問でございますが、まず行政改革

大綱におきましては、8月22日に行政改革推進委員会からいただきました提言を最大限に尊重し、職員の意識改革、行政運営の改革、財政の改革並びに市民との協働の4つの視点に立ち、改革に向けた基本方針を定めてまいりたいと考えております。その取り組みの基本方針といたしましては、赤字基調の財政構造の改善と事務事業の再構築、さらには予算の重点配分による施策展開の3つの柱で財政の健全化に向けた取り組みを強化しようと考えております。

また、財政健全化計画につきまして、大綱に掲げます財政の改革の分野を実行するための平成18年度から5年間のプログラムを定めてまいります。その手法といたしましては、できるだけ年次別の具体的な計画を定めると共に、可能な範囲で数値目標を掲げていく計画であります。

また、その効果についてのご質問であります。最終的には収支バランスのとれた財政運営を目指しますが、国の動向や収入状況等を見極めながら、必要に応じて計画期間中であっても随時見直しを行ってまいりたいと思います。

次に、4点目の市町村財政比較分析表に基づくご質問のうち、主なものについてお答えをいたします。

まず、経常収支比率に見られます財政の硬直化傾向についてであります。この改善にあたっては、経常的経費の削減に向け、職員数の削減や類似施設の統合、あるいは公共事業の民営化を積極的に行うものであると考えておりますし、その際には大手術というご意見をいただきましたが、まさしく思い切った対策が必要であると思います。

次に、地方債の残高のご質問でございますが、今後の市債の借り入れにつきましては、教育施設や児童福祉施設の耐震化を急ぐ必要があることから、今後これらの整備計画等を作成し、償還額と借入額のバランスを図り、計画的な整備を行うこととし、市債を借り入れるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、職員の定数管理についてであります。8月22日の行政改革推進委員会からの提言を真摯に受けとめ、簡素で効率的、効果的な行政運営を目指し、現在定数適正化計画の見直しを進めているところであります。この見直しにあたっての基本的な考え方といたしましては、より一層の職員の削減を進めると共に、国や県からの権限移譲、今現在移譲件数は39項目ぐらいありますが、将来の行政需要の予測のもとに、職員の適正な配置を図るものであります。

続いて、法人への税収依存の関係であります。財政の健全化に向けては、歳出の削減

はもちろんのこと、歳入の確保を図る必要があります。ご指摘のように本市の場合は、特定の法人とおっしゃいましたが、特定の法人だけに税金をもらっているわけではございませんので、法人すべてに法人市民税をいただいておりますので、特に「特定」という言葉は除きたいと思います。法人への依存度が高く、その税収によって財政運営が大きく左右される傾向にあります。したがって、行財政改革推進委員会からの提言にもありますように、今後は企業誘致の推進に向け、早急に体制を整備し、現在とり行っております支援事業につきましても、積極的に取り組み、また政策推進室にはプロジェクトチームを設置して、新しい企業の進出を促していきたい、こういう考えを持っております。

最後に、最も重要な改革・改善策についてのご質問であります。さまざまな改革を断行しなければ、行政改革はなし遂げられませんが、中でも早急に対応すべき課題といたしましては、経常経費の削減であると認識をいたします。

それともう一点、行政改革は表裏的なものでございまして、始末をしよう、始末をしようというのは行政改革であってはいけません。私は構造的な改革を含んで、ゼロからの出発をする必要があろうと、このように認識をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で、説明とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 三和議員のご質問で行財政改革の関係に関する補足説明をさせていただきます。

2点目の行政改革に係る作業の進捗状況と今後のスケジュールのご質問ですが、行政改革大綱及び財政健全化計画案につきましては、一定の原案は策定済みでございますが、現在最終の内部調整を行っているところでございます。したがって、最終調整が終了いたしましたら、9月中に議員各位にも提示させていただき、ご意見をお伺いする場を設けてまいりたいと考えております。その後のスケジュールにつきましては、10月上旬から広報紙とホームページで市民の意見をお聞きするパブリックコメントを行い、10月中には内容を固めたいと考えております。ただし、健全化計画のうち、時間をかけてより慎重な協議を要する案件につきましては、別途指針を定めてまいりたいと考えておりますので、少し策定期間が遅れるものと思われれます。

次に、4点目の市町村財政比較分析表に基づくご質問でございますが、まず経常収支比率に見られます財政の硬直化傾向についてであります。平成16年度は法人市民税が急

激に減少した年であり、その影響が多分でございます。いずれにいたしましても、経常収支比率が90%を超えるということは、財政の硬直化傾向が著しいと言えます。その主な要因は構成比で経常的な経費の30%を占める人件費と、それぞれ約20%を占める物件費や公債費であり、これらは合併による影響が大きいものと思われま。この改善策については、市長からの答弁のとおりでございます。

次に、給与水準適正度のご質問でございますが、平成17年4月のラスパイレス指数が98.2となっており、100を下回っている状況でございます。また、合併前の旧中主町・野洲町時代から比較をいたしましても、その水準は下がってきている状況でございます。しかしながら、類似50団体という中で考えますと42位となっており、決して低い水準にあるとはいえません。

ご承知のように、昨年度の人事院勧告により、国家公務員の給与構造改革が行われ、平成18年度から段階的に平均4.8%の給与水準の引き上げが実施されており、当市にとましても人事院勧告の内容に準じ、平成18年4月から給与制度を改正したところでございます。今後もこの新しい給与制度の中で給与水準の適正化を図って参りたいと考えております。

続いて、職員の定員管理についてでございますが、職員の定員の適正化を図るため、昨年11月に平成17年4月1日現在の職員数458人を今後5年間で23人の減員となる435人とした定員適正化計画を策定し、職員の適正化に努めておりますが、本年4月1日現在で既に16人の減員となる442人となっております。しかしながら、昨今の厳しい財政状況、さらには行政改革推進委員会から提言を受けまして、現在定員適正化計画の見直しを進めております。早期にこの計画を策定いたしまして、より一層の職員の削減を進めると共に、将来の行政需要に対応可能な適正な人員配置に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 三和議員の桜生古墳公園・甲山古墳関連のご質問にお答えをいたします。

桜生古墳公園・甲山古墳の墳丘復元につきましては、学識経験者からなる当時の大岩山古墳群調査整備委員会、文化庁の指導のもとに、整備前の墳丘形状の維持を基本姿勢として復元に努めてきました。

甲山古墳は、墳丘高が 8メートル、直径が約 30メートル、墳丘の傾斜角が 45度から 55度で、同時期の通常古墳が墳丘傾斜角平均値 35度前後とされますので、非常に急傾斜の墳丘を有している考古学上特異な古墳でございます。この急峻な墳丘を維持するため、復元の墳丘土には約 40%の石灰を混ぜて、たたき状に突き固めて積み上げる必要がありました。

結果として、墳丘はアルカリ成分が非常に強くなり、植物の生育は困難な土になっています。表面維持と緑化のため、ネット及び芝種子の吹き付けを行い、大部分では草が生えましたが、芝の定着には至っておりません。

ご指摘の表土剥離につきましては、冬季の凍結による剥離で、設計時に表土流失を考慮しまして実際古墳よりやや大き目に墳丘復元をしておりますので、現時点では予測の範囲内でございます。また、モルタル状の地下は石灰がにじみ出したもので、現状ではふくあいが生じているとは言えません。

墳丘盛り土の完成から 10年近くが経過いたしました。また、前回三和議員からご質問いただいてから 4年が経過して、特に目立つ場所である入り口手前が劣化によるネットのはがれが拡大いたしまして、子どもが登り、小さなくぼみも生じておりますけれども、古墳自体には影響がなく、墳丘部の盛り土の崩壊や安全面では何ら問題がありません。

このようなことから、現在のくぼみが拡大するなど、墳丘に影響を及ぼす場合には改修が必要となりますが、古墳には影響がないものと判断をしております。今後も留意しながら管理をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

一部訂正をいたします。失礼いたしました。モルタル上の、私は「地下」と申し上げたのですが、「下地」でございました。モルタル状の下地は石灰がにじみ出たものであるということでございますので、訂正をさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 三和郁子君。

1番（三和郁子君） 新幹線新駅について再質問させていただきます。

9月4日に、10月末の新駅設置負担金の支払いを行うとのプレス発表があったことを私は各新聞紙上で知りました。実は一社の書いている内容ですが、工事負担金支払いは野洲市長の意向。野洲市の山崎甚右衛門市長は4日、10月末に期限が来るJR東海への工事費の同市負担分を、栗東市からの請求があれば予定どおり支払う意向、そして、滋賀県と栗東市が協議している間は手順どおりやっていかなければならないというコメントが掲

載されておりました。

私はこの新聞を見ましてから、その日から市民の方から新駅設置について私たちの血税を使ってほしくないとか、また今回の選挙で私たちは直接意思表示をしましたとか、またはなぜ市長はその結果を尊重してもらえないのかというような言葉をよくお聞きしております。

そこで市長、お尋ねいたしますが、このような不満をどのように受けとめ、そして市民の皆さんに説明責任を果たされるのか、お伺いいたします。

そして、2点目ですが、市長は4日に支払い意向のプレスをこのように話されましたが、しかし、5日には今議会が開かれることが決まっております。市長は今議会で負担金支払いに関する意向や方針を表明して、議会の意見も聞かれるのが筋であったようにも思いますが、このことについての所見もお伺いいたします。

3点目ですが、今、県や市民グループでは、民意を受けて凍結に向けた設置見直し、そして経済波及効果の再検証作業、また法的手順や課題など、多方面から検討されている流動的な段階ですが、市長はいま少し時間をかけて負担金支払いの方向性を出すのが倫理的で民主的な進め方のはずですが、いま一度確認をしながら、このことの所見をお伺いいたします。

第3点ですが、少し具体的に3項伺います。お聞きする3項は野洲市民にとって極めて大切な事柄です。

3-1でございますが、県レベルでは促進協からの脱退が視野にあります。もし現実になった場合、事業推進が不可能となることが容易に想像できます。県負担金の担保は誰がするのでしょうか。そして、県、大津がこの事業を退いたとき、事業の継続は可能なのでしょうか。甲賀市の当初の負担金4億2,500万円から1億7,500万円が減額されております。また、大津市の負担金3億円は抛出拒否されております。これも新聞紙上に出ておりましたが、8月7日、新駅問題で大津市長は新幹線新駅の建設凍結問題に市が06年から12年度の7年間に計3億円を県へ観光振興事業協力金、今は抛出せず、県の動向を見極めて今後の判断材料にしたいと、新聞でしか私も知ることはできませんが、このように記載されております。

それで、この負担金、今負担能力基準がありましたけれども、5項目にわたりまして負担割が決まりました。人口割、利用者割、距離割、財政力割、均等割ですね。これを甲賀市が1億7,300万円、野洲市は9,000万円、利用者割にいたしましても、甲賀市

が1億2,000万円、野洲市4,000万円と、このように甲賀市の方が基本の基準が大きいのです。にも関わらず、野洲市の方が2億6,900万円、甲賀市が2億5,000万円を進んでおります。このことにつきましても、大津市と甲賀市の不足を誰が担保するのかお伺いいたします。

そして、今1、2をお尋ねいたしましたけれども、この係る不足金の野洲市への応分の負担が求められることは十分考えられますが、市長の所見をお伺いいたします。

続きまして、行政改革の件でございますが、野洲市中期財政見通しが私たち議員に渡されておりますが、これを見ても、歳入の推計方法を平成17年度決算見込みと平成18年度予算とを前提に一定の条件設定推計をしています。また、試算の期間については、中期的な財政見通しの期間を平成19年度から平成23年度までの5年間とすると見通されていますが、しかし、昨日から出ておりますが、法人税を主とする市税や三位一体の税源移譲は、5年の改善計画期間を考えれば、歳入額が下振れする不安要素があります。そこで、財政改善計画策定にあたりましては、財政が下振れした最悪の場合が想定されていなければ、再建団体への転落を回避する危機管理と言えないと私は思います。

この観点から4点お伺いいたしますが、まず1点ですけれども、財源が下振れしたとのシミュレーションはされているのでしょうか。

2点目ですが、私は下振れした推計での改善計画策定提言をいたしますが、所見をお伺いいたします。

3点目ですが、本年3月議会で債務償還に関して、繰り上げ償還や借りかえによる利子償還縮減、改善につきましてお伺いいたしましたところ、繰り上げ償還に関しましては、実績が確認されております。借りかえに関しては、有効な手段と認識され、平成15年より改善計画の中でも実施が計画されてきましたが、しかし、残念ながら借りかえ実績は1件もありません。ちなみに、17年度の償還利子は4億7,375万円、これは少しなりとも減らしたいものだと思います。これは自分のお金だったら、皆さんの血税だからの意識をもっと向上していただきたい。その所見を伺うと同時に15年から実行レベルで計画していたと思います借りかえ対象と考えられる地方債がどれだけあるのか。その内訳の説明を求めたいと思います。

4点目ですが、18年度の繰り上げ償還計画はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

桜生古墳公園についてです。

今、教育長、モルタル状の下地は石灰がにじみ出たという答弁でしたけれども、私は行って写真を撮ってきました。こういう感じです。

上の方は緑化用袋体の崩壊、崩落現状です。下の方が緑化用袋体の植生土が崩落して、モルタルの表層基盤がむき出しになっている、こういう状況です。

で、教育長は実際にこれをご覧になったのかなというふうに私は、ここの場所が好きですので、よく行きます。いつもこれを見ながら、これが大きく崩落、破壊したときはすごいお金がかかるなというふうを感じながら、いつも見ております。

今後、この復旧表面がどうなっていくか、今の状態を見れば結果が見えてくると思いますが、財政も厳しいことは重々承知しておりますので、まず古墳補修目的貯金というのですが、そういうふうなものを今後、野洲市には古墳や史跡が散在しておりますので、そういうことも提言をしながら1点だけお伺いさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午後3時42分 休憩）

（午後4時00分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） 再質問にお答えする前に、企業の誘致にはプロジェクトチームを政策推進室につくると言ったようですが、済みません、政策推進部につくるということで訂正を申し上げておきます。申しわけございません。

質問で、いろいろとあったわけなのですが、順序立てて説明を申し上げたいと思います。

8月30日に、おっしゃるように、これは促進協議会の正副会長が草津市で寄りました。そのときには、先ほど申し上げましたとおり、知事さんの思いを、十分にお話を聞きました。その会議はそれだけで終わったのです。だからそこで、確認事項はあったのです。きょうの会議は正副会長の会議だから、今回そのことを踏まえて総会を開催していただきましょうと。そこで、総会の会長は知事さんに就任していただくこと。

そして、もう一つは、県が今まで示してきた経済波及効果の再検証結果を資料として出していただくこと。だから、やめるのがもったいないのか、進めるのがもったいないのか、その議論をできる資料を出していただくこと。そこで幅広い議論をしましょうということになっておりますので、そこでその総会がいつ開催されるかは今のところはわかりませんが、若干時間がかかるのではないかと、資料の作成に。そして、そこでいろんな議論が出て、

そこで方向性が出るなら、これはやっぱり協議の結果ですから、それには従っていかなければいけないだろうと、そういうことでございますので、4日の記者発表には粛々と今現在の状況のまま進めますと。だから、10月の負担金を納めますと、こう申し上げておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

しかし、今申し上げましたように、昭和40年から約40年間にわたって湖南地方に新幹線の駅は必要だろうと、つくってもらおうじゃないかと。そして、当時湖南2市3町のまちづくりの核として、まちづくりを進めていこうではないかと、そういうことを申し上げながらずっと要望活動を続けてまいりました。野洲市には特殊な事情がございまして、高速公共交通の新幹線の駅をつくるなら、琵琶湖線の複々線も約束どおり草津野洲間をやってもらおうと。あるいは草津線の複線も含んでやってもらおうと。そういうような道路の問題もありますよと。そういう総合的なことを求めて、国土交通省あるいはJR東海、JR西日本、皆総括して要望活動をしてきたと、こういう経過でございますので、その辺今栗東市では百数十億の金を投資して区画整理をやった。こういうことですね。そういうことも踏まえて、おっしゃるように担保を誰が持つのだとか、弁償を誰がするのだとか、いろんな問題が出てくると思うのですよ。

だから、そういう問題も含んで十分に議論した上で、みんなで相談しようではないかと、こう申し上げておりますので、一方的に決め付けているということではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

財政上の問題でずっと列挙して質問されました。総務部長から答えていただきますが、しかし野洲市で今いわゆる起債、長期債、借金、420億ぐらいございます。これは工業団地を含んでです。29億、30億の工業団地を含んで。しかし、この中の70%以上、33億ぐらいは、きのう申し上げましたけど、国が金を借りて事業をしると。だから、その元金と利子は国が責任を持って返してあげるからと、こういう約束の借金が330億ほどございます。だから、結果残りますのは160億ぐらい、これはもう野洲市自体が起債を起こしたものでございますので、そういうことを含んで我々は今、我々の中のことで心配するのではなしに、国に対して、こういう事態になったのは今までの国の施策の、過ちとは申しませんが、結果こういうことになってきたと。三位一体の改革も道半ばだと。これは第1段階であろうと私は思っております。やっぱり第2段階の三位一体改革をやってもらわないと、補助金、負担金を削っただけで3兆円準備したよと、そういうことでは地方は持ちませんので、そういうことも含んで全体の財政健全計画を組んでいか

なければいけないと、こういう思いをいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思
います。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 私の方も先ほどの答弁の中でまず1つ訂正をお願いしたいと
思います。

人事院勧告に係る説明の中で、給料水準の引き下げが実施されておると申し上げるべき
ところを「引き上げ」と申したようでございます。申しわけございません。「引き下げ」に
訂正をさせていただきます。済みません。

それでは、再質問に対しましてご答弁をさせていただきます。

中期財政の見通しの中でのご質問ということで、まず下振れのシミュレーションはどう
かということでしたが、現在の財政見直しにつきましては、17年決算見込みと
18年予算を前提にシミュレーションをしたものでございまして、下振れシミュレーショ
ンについてはどの程度まで税を低く見るかなどの問題もございまして、試算はしておりま
せん。また、いろいろなシミュレーションの仕方があると思いますが、一定の基準が必要
でございまして、その方向で試算をしたものでございます。その見通しは、社会情勢の変
化等により必要に応じて見直しを行う予定をいたしております。

それから、起債の関係で借りがえ、繰り上げ償還の件でご質問をいただきました。

まず、17年度の繰り上げですが、1億6,055万3,000円を昨年の12月議会
において予算措置をさせていただきまして、18年3月31日に繰り上げ償還をさせてい
ただきました。それから、残りの18年度の予定でございますが、ご承知のとおり現在の
財政状況を考えますと、今のところ計画はしておりません。

それから、以前の借りがえの実行計画はどうなったかということなのですが、縁故債等
で借りがえができるものはさせていただきましたが、現在ある程度高い利息で残っており
ますのは政府資金のため、繰り上げ償還、借りがえができないということになってござい
まして、よろしく願い申し上げます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 教育部次長。

教育部次長（船橋登志夫君） それでは、三和議員の現場に行ったのかという点と、基
金の考えはというご質問に答弁をさせていただきます。

現場につきましては、9月7日木曜日に教育長、南部長、私、そして文化財の技師の先導によりまして、つぶさに見てまいりました。中の方までかぎを開けまして入りましたし、当然ご指摘の墳丘の崩落についても確認をいたしまして、安全性に問題はないというのはそれを受けてのことでございます。

基金につきましては、議員もご承知のように今日の財政状況でございますので、今積み立てるとか用意をする予定はございません。ただ、この大岩山古墳群につきましては、史跡大岩山古墳群調査整備委員会という特別な委員会も設置されておりますので、そうした委員会にお諮りをしながら、今後の保存面のあり方について協議を進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 三和郁子君。

1番（三和郁子君） それでは、今の桜生古墳公園の方ですが、この大岩山古墳群の委員会に諮りながら検討していくということですので、先ほども申しましたけれども、野洲市には本当に古墳、歴史物がたくさん散在しております。そういうところがこれからいろいろな問題点が出ようかと思えます。出た場合はすごい経費がかかりますね。そういうことなんかも委員会等で十分検討していただきたいと思えます。

新幹線の新駅関連でございますが、時間がございませんので、ちょっと私の思いを伝えておきます。

地方自治体のあり方について、地方公共団体の施策は住民の意思に基づいて行うべきであり、民意にそぐわない過去の決定に拘束されないのが原則という一つの理念があります。新駅設置推進について、市長の本当の胸のうちをお聞かせ願えないとは思いますが、私が透視するとすれば、きっと今この時点で、本当は負担金支払いを決定する時期ではないとか、市民の皆さんの意思を尊重するのが筋だななど、いろいろ迷っておられるのではないかと思います。市長は常々、市民参画の施策構築、市民との協働による日本一の自治を目指すと申されております。行政トップの強大な裁量権を持ち合わせる市長であるからこそ、熟慮に熟慮を重ねて再考願えることを私は市長に切にお願いしておきます。これからのプレス発表、市長の動向等をこれから楽しみに、民の意思が尊重された方向へ行くようによろしく願いいたします。

行政改革・財政改善関連ですが、来年度から本格的に行政評価システムが運用、実践されるものと考えます。この行政評価システムの実践にあたりましては、来年度からスター

トする行政改革財政改善計画の進捗を最優先評価テーマとして取り組むべきと私は強く思っております。今の野洲市にとっては、この改革・改善計画の正否が将来の野洲市の発展を占うものであり、極論すれば、今の野洲市にとってはその進捗をきっちり評価することがすべてと私は思っております。そのためには、年に1回評価だけではなくて、中間報告もしっかり行い、遅滞なく進捗しているか、狂いは生じていないか、PDAサイクルをしっかりと回してチェックしていただかなくてはなりません。再建団体になってみじめな思いをするのかしないのかは、トップをはじめ職員の皆さんの肩にかかっています。もちろん、議会が傍観者であってはならないのは当然のことです。

そこで伺いますが、私は特に財政改善計画を行政評価システムの最大の実践テーマとして取り組み、行政内の横断的人選かつ第三者の参加を前提とした特別管理チームを組織し、進捗を厳正にチェックすることを望みますが、いかがでしょうか。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後4時14分 休憩）

（午後4時15分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） 民意を大切にせよと忠告をいただきました。

私が市長選挙に立候補いたしまして、幸いに無投票で終わりました。支持者が集まっていただいて万歳をするときに、どなたかはわかりませんが、たくさんおいでになる中から、新幹線は銭払うなよと、こういう意見が出まして、そこに国松知事がおいでになります。隣に国松市長もおいでになる、湖南全部おられた。今、滋賀県、栗東市がどうなさるか、態度が不明でございますので、それがきちと方針が出た暁に考えます。今現在の状況では払う意思はございませんと、知事さんがおられるのですよ、そこに。そう答えたこともございますので、よろしくご案内いただきたいと思っております。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 再度のご質問で、行政評価のチェック機能の件でご指摘をいただきました。管理チームまでご提案をいただいたのですが、いずれにいたしましても、私どもの行政内部だけではかなり難しいことであろうかと思っておりますので、ご提言として受けとめさせていただいて、今後考えていきたいというふうに思っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明14日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

なお、本日はこれにて延会いたしますが、一部一般質問におきまして時間をオーバーすることがございました。ルールでございますので、左右の時計を見ながら質問に立たれますように、よろしくお願いを申し上げます。

終わります。（午後4時17分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成18年9月13日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 内田聡史

署名議員 奥村治男